

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月27日

【事業年度】 第29期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 トrendマイクロ株式会社

【英訳名】 Trend Micro Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 エバ・チェン

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号新宿マインズタワー

【電話番号】 03 5334 3600

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 根岸マヘンドラ

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号新宿マインズタワー

【電話番号】 03 5334 3600

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 根岸マヘンドラ

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (百万円)	108,314	115,205	124,317	131,936	148,811
経常利益 (百万円)	32,456	35,992	34,071	35,138	37,035
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	19,595	22,303	21,435	24,651	25,691
包括利益 (百万円)	28,648	28,415	15,920	21,773	27,694
純資産額 (百万円)	142,539	153,094	159,693	166,471	177,077
総資産額 (百万円)	261,493	279,938	290,520	308,537	331,157
1株当たり純資産額 (円)	1,039.60	1,117.17	1,154.06	1,202.12	1,274.45
1株当たり当期純利益金額 (円)	147.53	165.68	157.71	179.63	187.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	146.27	164.49	156.35	178.80	185.24
自己資本比率 (%)	53.6	53.8	54.4	53.4	53.0
自己資本利益率 (%)	15.7	15.3	13.9	15.3	15.1
株価収益率 (倍)	24.94	20.16	31.26	23.13	34.17
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	30,567	31,942	30,490	33,510	46,915
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,150	32,922	4,926	12,925	33,817
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	210	16,887	9,321	15,050	16,908
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	73,949	58,662	70,678	102,375	98,440
従業員数 (名)	5,217	5,258	5,190	5,627	5,970

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月		平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高	(百万円)	52,600	52,783	53,405	56,239	59,307
経常利益	(百万円)	22,544	19,719	18,416	18,530	18,639
当期純利益	(百万円)	14,260	10,996	9,981	12,033	13,681
資本金	(百万円)	18,386	18,386	18,386	18,386	18,386
発行済株式総数	(株)	140,293,004	140,293,004	140,293,004	140,293,004	140,293,004
純資産額	(百万円)	94,131	88,434	87,228	83,754	80,541
総資産額	(百万円)	165,018	161,538	162,934	163,147	159,984
1株当たり純資産額	(円)	680.73	637.36	624.82	599.00	573.10
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	125.00 ()	116.00 ()	110.00 (-)	141.00 (-)	149.00 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	107.36	81.69	73.44	87.68	99.59
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	106.44	81.10	72.80	87.28	98.65
自己資本比率	(%)	55.6	53.2	52.5	50.4	49.3
自己資本利益率	(%)	17.2	12.4	11.6	14.4	17.0
株価収益率	(倍)	34.28	40.89	67.13	47.39	64.16
配当性向	(%)	116.43	142.00	149.78	160.81	149.61
従業員数 (他、平均臨時従業員数)	(名)	645 (101)	683 (100)	697 (97)	703 (88)	726 (89)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 第25期の1株当たり配当額125円には、当社創業25周年の記念配当30円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	沿革
平成元年10月	コンピュータの基本ソフトウェア(OS)の輸入・販売を目的として英国法人の子会社ロンローパシフィック株式会社が、株式会社ロンローインターナショナルネットワークスを東京都品川区西五反田8 8 14に設立
平成4年1月	株式会社リンクに社名を変更
7月	ロンローパシフィック株式会社からTrend Micro Incorporated(台湾)へ当社株式譲渡、親会社がTrend Micro Incorporated(台湾)となる
平成8年5月	トレンドマイクロ株式会社に社名を変更
10月	Trend Micro Incorporated(台湾)の株主が、当社全株式を取得(注)
11月	Trend Micro Incorporated(台湾)、Trend Micro Incorporated(米国)、Trend Micro Korea Inc.(韓国)、Trend Micro Deutschland GmbH(ドイツ)、Trend Micro Europe Srl(現社名Trend Micro Italy S.r.l.)(イタリア)を買収(注)
平成9年1月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)を設立
2月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro France SA(フランス)を設立
3月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro Incorporated Sdn. Bhd.(マレーシア)を設立
4月	Trend Micro do Brasil Ltda.(ブラジル)が当社グループとなる
9月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro Hong Kong Limited(香港)を設立
平成10年1月	株式の額面変更のため、株式会社インターナショナル・メディアと合併
4月	Trend Micro Incorporated(台湾)がフィリピンオフィスを開設
8月	当社株式を日本証券業協会に店頭売買有価証券として登録
平成11年7月	当社ADR(米国預託証券)を米国NASDAQ市場に上場
7月	Trend Micro (UK) Limited(英国)を設立
平成12年1月	Trend Micro Incorporated(米国)がTrend Micro Latinoamerica S.A.de C.V.(メキシコ)を設立
7月	Trend Micro Australia Pty. LtdがTrend Micro(NZ)Limited(ニュージーランド)を設立
8月	当社株式を東京証券取引所市場第一部に上場
平成13年6月	Trend Micro Incorporated(米国)がTrend Micro (China) Incorporated.(中国)を設立
平成14年9月	当社株式が日経平均株価の算出銘柄に選定
平成15年5月	Trend Micro (EMEA)Limited(アイルランド)を設立
平成16年1月	Trend Micro (Singapore) Private Limited(シンガポール)を設立
7月	Trend Micro Malaysia Sdn. Bhd.(マレーシア)を設立
平成17年1月	Trend Micro (Thailand) Limited(タイ)を設立
9月	Trend Micro India Private Limited(インド)を設立
平成19年5月	米国NASDAQ市場より当社ADR(米国預託証券)の上場廃止
平成20年4月	Trend Micro (Schweiz) GmbH(スイス)を設立
12月	Trend Micro EMEA (GB) Limited(英国)を設立
平成21年4月	Trend Micro Canada Technologies, Inc.(カナダ)を設立
平成22年6月	Beijing New-Net Trend Micro Co., Ltd(中国)を設立
平成23年2月	Mobile Armor.Inc(米国)を買収
平成24年5月	Trend Micro Panama SA(パナマ)を設立
8月	Trend Micro Deutschland GmbH(ドイツ)、Trend Micro (UK) Limited(英国)、Trend Micro Italy S.r.l.(イタリア)、Trend Micro (Schweiz) GmbH(スイス)をTrend Micro (EMEA)Limited(アイルランド)に移管
平成25年9月	Trend Micro America Inc.(米国)を設立
11月	Trend Micro Netherlands B.V.(オランダ)を設立
平成26年11月	Trend Micro Colombia S.A.S.(コロンビア)を設立
平成28年2月	Trend Micro DMCC LLC(アラブ首長国連邦)を設立
3月	Trend Micro Incorporated(米国)がHewlett-Packard CompanyからTippingPoint部門を事業買収
7月	Soocii Limited(香港)を設立
平成29年1月	Trend Micro Egypt LLC(エジプト)を設立
5月	LLC Trend Micro Russia(ロシア)を設立
10月	Soocii Co., Ltd.(日本)を設立

(注) 当社は、Trend Micro Incorporated(台湾)の子会社でありましたが、平成8年度に同社の株主から、同社及びその関係会社の株式を購入し、当社がグループの親会社となりました。

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、コンピュータセキュリティ対策製品の開発、販売及び関連サービスの提供を行っている当社ならびに北米、欧州、アジア・パシフィック、中南米地域の子会社と、関連会社としてモバイルデバイスプラットフォームサービスプロバイダであるGeneral Mobile Corporation等により構成されております。

(1) コンピュータセキュリティ対策製品の開発、販売に関する事業

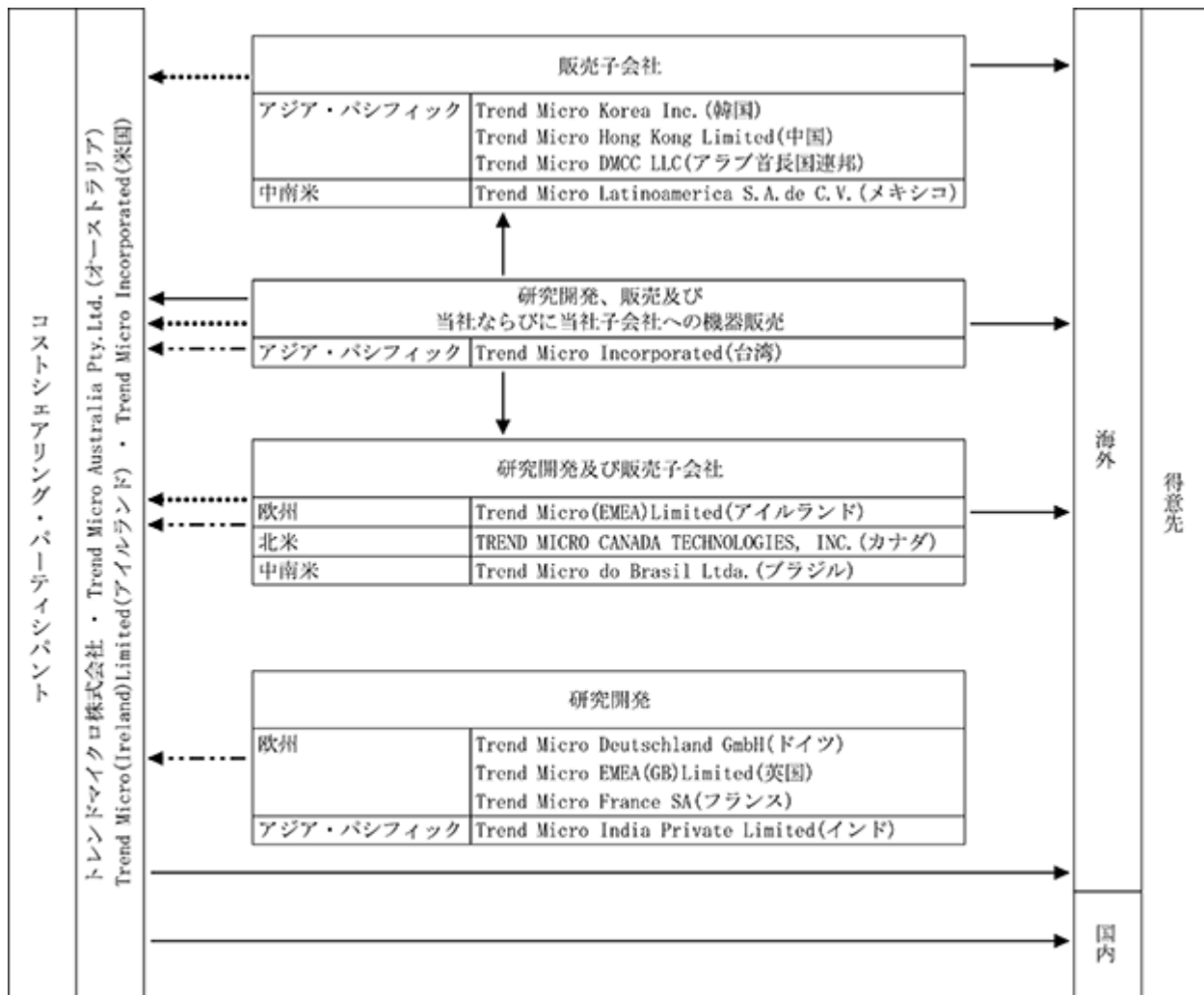
コンピュータセキュリティ対策製品群の名称

PCクライアント製品 LANサーバ製品 インターネットサーバ製品 統合製品 その他製品

当社及び連結子会社のグループ内におけるセグメントに関連づけた機能分担は以下の通りです。

機能	所在地別セグメント	主要な会社
研究開発	日本	トレンドマイクロ株式会社(当社)
	北米	Trend Micro Incorporated(米国) Trend Micro Canada Technologies, Inc.(カナダ)
	欧州	Trend Micro Deutschland GmbH (ドイツ) Trend Micro(EMEA)Limited(アイルランド) Trend Micro France SA(フランス) Trend Micro EMEA (GB) Limited(英国)
	アジア・パシフィック	Trend Micro Incorporated(台湾) Trend Micro India Private Limited (インド) Trend Micro(China)Incorporated(中国) Trend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)
	中南米	Trend Micro do Brasil Ltda.(ブラジル)
販売	日本	トレンドマイクロ株式会社(当社)
	北米	Trend Micro Incorporated(米国) Trend Micro Canada Technologies, Inc.(カナダ)
	欧州	Trend Micro(EMEA)Limited(アイルランド)
	アジア・パシフィック	Trend Micro Incorporated(台湾) Trend Micro DMCC LLC (アラブ首長国連邦) Trend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア) Trend Micro Hong Kong Limited(中国)
	中南米	Trend Micro do Brasil Ltda.(ブラジル) Trend Micro Latinoamerica S.A. de C.V.(メキシコ)
業務支援	欧州	Trend Micro(EMEA)Limited(アイルランド)
	中南米	Servicentro TMLA, S.A. de C.V.(メキシコ)

事業の系統図は以下の通りであります。



(注) 子会社は全て連結子会社であります。

(2) その他の事業

モバイルデバイスプラットフォームおよびモバイルインターネットサービスにおけるトータルソリューションを提供するGeneral Mobile Corporationにより、コンピュータセキュリティ対策製品の開発、販売に関する事業以外の事業が行われております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社) Trend Micro Incorporated (台湾)	台湾 台北	212,500,000 ニュー台湾ドル	セキュリティ関 連製品の開発・ 販売	100		研究及び開発委託、 業務委託契約
Trend Micro Incorporated (米国) (注)2	米国 カリフォルニア	477,250.67 米ドル	セキュリティ関 連製品の開発・ 販売	100 [100]		コストシェアリング契約、 研究及び開発委託、 業務委託契約
Trend Micro Australia Pty. Ltd. (オーストラリア)	オーストラリア シドニー	150,000 豪ドル	セキュリティ関 連製品の開発・ 販売	100 [100]		コストシェアリング契約、 研究及び開発委託
Trend Micro(EMEA) Limited (アイルランド) (注)2	アイルランド コーク	21,372,061.63 ユーロ	関係会社に対す る業務支援及び セキュリティ関 連製品の開発・ 販売	100 [100]		研究及び開発委託、 業務委託契約
Trend Micro America Inc. (米国) (注)4	米国 テキサス	0.10 米ドル	資金管理業務	100 [100]		資金管理委託
その他30社						
(持分法適用関連会社)						
General Mobile Corporation	英国領 ケイマン諸島	12,189,834.42 米ドル	モバイルデバイ スプラット フォームの開 発・販売	29.54		
AsiaInfo Security Limited	英国領 ヴァージン諸島	8,609,017.56 米ドル	セキュリティ関 連製品の開発、 販売	30.00		役員1名派遣

- (注) 1 上記のうち有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 2 Trend Micro Incorporated(米国)、Trend Micro(EMEA)Limited(アイルランド)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報における地域毎の売上高に占める当該会社の売上高(連結会社相互間の内部売上高を含む)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
- 3 「議決権の所有(又は被所有)」欄の[内書]は間接所有であります。
- 4 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	726
北米	1,122
欧州	668
アジア・パシフィック	3,371
中南米	83
合計	5,970

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
726(89)	39.4	7.4	9,152,000

(注) 1 臨時従業員数は、()内に会計期間の平均人数を外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含め、会社法上のストックオプションによる株式報酬費用は除いております。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社においては、労働組合は存在していません。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)における世界経済は、年末に今後の経済成長を押し上げるとみられる税制改革法案を可決した米国経済の動向をはじめ、緩やかな景気拡大を見せる欧州経済並びに経済成長の安定維持が見られた中国をはじめとする新興国経済など、概ね安定した一年となりました。

わが国経済は、企業収益はじめ各種経済指標において改善が見られ、緩やかな回復基調が続いておりますが、上記の世界経済の動きによって受ける影響や地政学的リスクの更なる高まりもある中で推移いたしました。

情報産業につきましては、国内外問わずサーバ仮想化を含むクラウドコンピューティングとそれに伴うITサービスの需要をはじめ、IoT(Internet of Things)やAI(Artificial Intelligence)などの新分野への関心が高まってきており、IT投資を牽引しております。特にIoT関連の支出額に関しては2021年に1兆4,000億ドル(153兆4,400億円)規模にまで達する見通しだと言われております。

セキュリティ業界におきましては、引き続き特定の企業や組織を狙う標的型攻撃をはじめ、国家機関などを狙ったサイバー攻撃が数多く散見され、企業の顧客情報、個人のプライベート情報の漏洩の被害も相次ぎました。特に身代金要求型不正プログラムであるランサムウェアなどが国内外を問わず横行しました。今後は、仮想通貨に関連した脅威、IoTにおけるデバイスや環境を狙った攻撃、社会的、政治的なサイバー攻撃など、より巧妙な攻撃が増加する中で、さまざまな脅威に対応できるセキュリティ技術を採用し、すべての防壁層でリスクを最小限に抑えることが求められます。

このような環境下、当社グループの経営状況は以下のようなものであります。

日本地域につきましては、企業向けビジネスにおいて主にクラウド関連ビジネスが力強い成長を見せました。個人向けビジネスにおきましては堅調な更新ビジネスを中心に微増となりました。その結果、同地域の売上高は59,142百万円(前年同期比5.3%増)と増収となりました。

北米地域につきましては、個人向けビジネスはユーザ数の減少などによる減収傾向が続いておりますが、企業向けビジネスはTippingPointの貢献を中心に大幅な増収となりました。その結果、同地域の売上高は41,991百万円(前年同期比20.5%増)と二桁増収となりました。

欧州地域につきましては、主にクラウド関連ビジネス並びに標的型攻撃対策関連ビジネスが伸長し、それらに伴い従来型セキュリティも成長するなど企業向けビジネスが同地域を牽引しました。また円安の影響も受け、同地域の売上高は24,101百万円(前年同期比12.2%増)と二桁増収となりました。

アジア・パシフィック地域につきましては、企業向けビジネスにおいて標的型攻撃対策関連ビジネス並びにクラウド関連ビジネスが大幅に伸長し、それらに伴い従来型セキュリティも大きく拡大しました。特に中東が同地域の売上を牽引し、加えて円安の影響もあり、その結果、同地域の売上高は19,122百万円(前年同期比20.3%増)と二桁増収となりました。

中南米地域につきましては、クラウド関連ビジネスをはじめ従来型セキュリティが伸長し、メキシコが同地域を牽引しました。その結果、同地域の売上高は4,453百万円(前年同期比26.4%増)と二桁増収となりました。

その結果、当社グループ全体の当連結会計年度における売上高は148,811百万円(前年同期比12.8%増)と全地域において増収となりました。

一方費用につきましては、主に人件費が増え、加えて株価変動に伴う自社株連動型報酬も株価上昇により増加し、また円安の効果も大きく、売上原価および販売費及び一般管理費の合計費用は112,370百万円(前年同期比15.2%増)と増加となり、当連結会計年度の営業利益は36,441百万円(前年同期比6.1%増)と増益となりました。

また、当連結会計年度の経常利益は37,035百万円(前年同期比5.4%増)となり、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は前年にあった関係会社株式売却益がなくなり25,691百万円(前年同期比4.2%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して13,404百万円増加して46,915百万円のプラスとなりました。これは主に、法人税等の支払額及び自社株連動型報酬の支払額が減少したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して46,742百万円支出が増加して33,817百万円のマ

イナスとなりました。これは主に、前連結会計年度に事業譲受のための支払いを行ったものの、それ以上に当連結会計年度において有価証券及び投資有価証券の取得による支出の増加及び償還による収入の減少があったことによるものです。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して1,857百万円支出が増加し、16,908百万円のマイナスとなりました。これは主に、配当金の支払額が増加したこと等によるものであります。

これらの増減に現金及び現金同等物に係る換算差額を加えた結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物は98,440百万円となり、前連結会計年度に比べ3,935百万円減少しました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

金額が些少であること、生産活動のための製造過程を保持していないこと等により、記載を省略しております。

(2) 受注実績

受注実績につきましては、金額的重要性が極めて低いため、その記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日) (百万円)	前連結会計年度比(%)
日本	59,142	5.3
北米	41,991	20.5
欧州	24,101	12.2
アジア・パシフィック	19,122	20.3
中南米	4,453	26.4
合計	148,811	12.8

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
ソフトバンク株式会社	15,139	11.47		
Ingram Micro Inc.	14,396	10.91		

当連結会計年度において、外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

Our Vision: A world safe for exchanging digital information.

私たちのビジョン：デジタルインフォメーションを安全に交換できる世界の実現

インターネットを中心とするITインフラは、個人及び企業また国境を問わず、情報化社会における世界的ライフラインとなって久しくなります。

今日、ネットワーク上の脅威として挙げられるコンピュータウイルス、スパイウェア、迷惑メール、Webサイトの改ざん、情報漏洩等の多くは、事前にそれを予測し、絶対的な対策を立てられるような性質のものではありません。情報詐取、金銭的利益、破壊行為などの目的で、標的に特化した様々な手を用いて執拗に特定の組織を狙う標的型攻撃の増加においては企業や公共団体、国家機関がその攻撃対象となる他、個人においてもスマートフォンやタブレットなどの多機能携帯端末やSNSをはじめとする新しいIT技術やサービスの普及に伴いそれらも攻撃対象となっており、セキュリティ対策は、もはや企業や個人にとって必須となりました。

当社グループは普及しつつあるクラウドコンピューティングをはじめとする世界的ITインフラを守るという大きな責務に対し、標的型攻撃をはじめとする一連のサイバー攻撃を防ぐソリューション、そして万が一、被害にあった場合は損害の最小化、システムの復旧等、攻撃遭遇時に経験し得る一連の作業を強力にサポートする製品やサービスを、国境を超えて迅速に提供していきます。個々の企業や個人をネットワーク上の脅威から守るだけでなく、経済活動の遮断やユーザに負荷をかけることなくネットワークシステム全体の安全性を高めることにより、情報化社会のさらなる発展に寄与していきたいと考えております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

今日、ITインフラは、どのような人にも、そしてありとあらゆる場面において使われており、我々の社会や生活の一部となって久しくなります。パソコンだけでなくスマートフォンやタブレットなどの多機能携帯端末他、IoT並びにAIと呼ばれる人工知能を活用する技術のもと、スマート家電やスマートカーも誕生し、インターネットに繋がる様々なデジタルデバイスやアプリケーション、ユーザの使用目的が多様化したことで、すべての環境に適する単一なセキュリティソリューションはもはや存在しなくなりました。ネットワーク環境におきましても、実用期に入ったクラウドコンピューティングが、ビッグデータへのアクセスやデータ解析をより簡単、速く、手頃なものにし、デジタル情報の交換の仕方に変革を起こしています。上記のようなIT技術の進化の流れは、企業や個人に関わらず、行き交う情報量を爆発的に増大させると共に、様々な機器がインターネットに繋がることで、取扱いに注意を要する情報も増加しており、便利さと引き換えに情報セキュリティの重要性は今後も益々増大します。

当社グループはクラウド型の技術基盤「Trend Micro Smart Protection Network」(以下、SPN)を通じたセキュリティソリューションをコアに、伝統的技術とAI技術を融合させたエンドポイントセキュリティや、TippingPointの事業買収により新たに加わったネットワークセキュリティを用いて、益々脅威が増大する標的型攻撃など複雑な攻撃に対する防御、そして今後更に需要が高まるクラウドコンピューティング、並びにIoT時代に対応したセキュリティソリューションなどを提供して参ります。そして、今後より一層デジタル化が進むビジネスや社会、そしてユーザの生活を守るために、企業と個人といった垣根なく、安心できるセキュリティソリューションを一層強化して参ります。

(3) 会社の対処すべき課題

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界には、既存セキュリティベンダの他、他業種からのM&Aや新規参入なども国内外問わず活発となっており、当社グループにとってこのような業界再編や新しい競合企業の市場参入は流動的で今後の展開が読みにくく、市場競争を更に熾烈なものにすることと予想されます。あわせてIoT時代を迎えたことにより、膨大かつ重要なデータ及びインフラの安全確保や、それを実現するAI技術のセキュリティへの実装など、今後益々「環境」や「ユーザ行動」の変化を捉えた適切な対策が求められます。

このような競争の激化と市場の変化、加えて日々進化する新しい脅威に対して多角的セキュリティ対策を実現すべく、当社グループは、これまで幅広い技術の強化を図る目的のもと企業買収を行ってまいりました。これら買収した企業の技術を有機的に結合することで、クラウド型の技術基盤SPNをコアとし様々な脅威を相関分析してセキュリティを実現する各種製品及びサービスを他社に先駆け提供いたしております。

当社グループは「デジタルインフォメーションを安全に交換できる世界」というビジョンを実現するために、セキュリティの専門家「スレット ディフェンス エキスパート」として、AI技術をはじめとする先進技術とメールやWebなどのレピュテーション、挙動監視、機械学習などの実績を融合させたセキュリティにおけるアプローチ「クロスジェネレーション(X Gen)セキュリティ」を進めてまいります。当社が培ってきたスレットインテリジェンスに基づき、セキュリティ技術を適材適所で組み合わせ、変化する課題を解決するために継続的に進化し続ける「X Genセキュリティ」をもって、より付加価値の高いセキュリティソリューションを提供すると共に安定的な財務基盤を維持しつつ継続的な成長を目指していきたくと考えております。

4 【事業等のリスク】

下記リスクのいずれかが発生すると、当社グループの事業または財務状態、経営成績に損害が与えられる恐れがあります。そのような場合、当社の株価が下落し、投資額の全部または一部が失われる恐れがあります。現時点で、当社グループが認識していない、または重要ではないと考えるリスク及び不確定要因も当社グループの事業に重要な影響を与える可能性があります。

1. 主要なソフトウェアベンダ又はハードウェアベンダの製品にウイルス対策やサイバーセキュリティ機能が付加される可能性について

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界は市場競争が激化しており、オペレーティングシステム(OS)、ファイアウォール、電子メールソフトなどの主要ベンダ、あるいはコンピュータハードウェアの主要ベンダなどが、無償または非常に低い価格で単体製品または自らの製品にウイルス対策やサイバーセキュリティ機能を付加し販売するなど競争環境が大きく変化する可能性があります。たとえこのような主要ベンダの同機能が当社グループの各種製品及びサービスの機能より劣っていたとしても、ユーザはより低い価格を求めて彼らの製品を選択する可能性があり、そのような場合には当社グループの競争力が低下する可能性があります。

現在、大手ソフトベンダやハードウェアベンダなどはいくつかのセキュリティ関連ベンダを買収し、当社グループが属しているサイバーセキュリティ業界に既に参入しております。今後更なるウイルス対策やサイバーセキュリティの機能がこれら競合の製品やサービス等に組み込まれた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性や、事業、財政状態、経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

2. 当社グループは連結売上をほとんどを単一の事業領域に依存していることにより、当該市場の需要低下の影響を大きく受けてしまう可能性について

多くの製品群を持つようなソフトウェア企業と違い、当社グループは連結売上高のほとんどをウイルス対策やその他のセキュリティ製品、サービスの販売に依存しており、また当面はそのような状態が続くものと考えられます。そのため、ウイルス対策製品やその他のセキュリティ製品、サービスに関わる技術の変化や当該市場規模の収縮や成長鈍化、または当社グループにおける各種製品及びサービスの競争力低下や価格下落などの要因により、当社グループの財政状態、経営成績は重大な影響を受ける可能性があります。

3. 技術革新により当社グループの各種製品及びサービスが陳腐化してしまう可能性について

当社グループが属しているサイバーセキュリティ業界は次のような特徴があります。

- ・ 技術革新のスピードが速い
- ・ 次々と新たなタイプのコンピュータウイルスやインターネット上の脅威が発生する
- ・ 頻繁に製品のアップデートを行う必要がある
- ・ ユーザニーズが変化しやすい

これらの特徴は当社グループにとって重大なリスク要因や不確定要因になる可能性があります。例えば競業先企業が革新的な技術に基づき当社グループにおける各種製品及びサービスより優れた製品及びサービスを開発する可能性や、新しいOSや新たなネットワークシステム、新たなウイルス対策方法や技術などが出現することで事業環境が変化する可能性があります。Webブラウザを使いインターネットを通じてアプリケーションが配信されるようなこともそのひとつです。そのような環境の変化があった場合に、当社グループの各種製品及びサービスが市場に受け入れられなくなる可能性があります。また当社グループが速やかに且つ適切にそのような変化に対応できない場合には当社グループの事業、財政状態、経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

4. ハードウェア製品の製造リスク、在庫リスクについて

当社グループのハードウェア製品は、特定の製造業者にその製造を委託していますが、今後そのようなハードウェア製品の販売数が増加した場合、委託製造業者の役割は重要なものになっていくと考えられます。また製造を委託していることにより、当社グループが製造工程を適切にコントロールできないリスクや、当社グループの期待する生産体制を築けないリスクなどが考えられます。

委託製造業者が当社グループの注文通りに製品を生産できない場合には、当社グループは新たに他の製造業者を確保する必要があります。また何らかの理由で当社グループ製品の製造を中止する製造業者が現れ、すぐに代替りの委託製造業者を確保できない場合には、ユーザからの注文キャンセル等による機会損失が発生する可能性があります。また、当社グループ製品の製造に必要な部品が調達できないときも同様の理由により、機会損失が発生する可能性があり、当社グループの財政状況、経営成績に影響を与える可能性があります。

5. 他社との戦略的提携から期待通りの成果があげられない可能性について

当社グループはその事業領域をウイルス対策分野を中心とするサイバーセキュリティ事業に集中しております。従いまして、他の企業と手を組み新たなセキュリティ製品、サービスを提供するための戦略的提携に積極的な姿勢をとっています。このような戦略的提携を通じて製品、サービスの提供を行う場合、当社グループは多くの費用及びその他経営資源を製品開発、マーケティングプロモーション、保守サポートなどに費やす可能性があります。しかしながら、このような戦略的提携から期待通りの収入が得られない可能性や、収入が得られる前に様々な要因により提携が解消される可能性があります。

6. 当社グループの競合先企業が日本市場で成功を収めた場合に、当社グループの日本市場での売上高やマーケットシェアが低下する可能性について

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界には、従来より相当程度の市場シェアを持つ大手競合企業が存在しており、その大きな経営資源を投入し、日本のウイルス対策及びサイバーセキュリティ市場に参入しています。また、近年ではM&Aや新規参入により他業種からのセキュリティ市場への参入なども国内外問わず活発となっており、こうした海外の新しい競合企業も日本市場に参入しています。また彼ら以外の競合先企業が日本市場に現れた場合にも、当社グループ最大の売上高構成を占める日本市場において競争がより激しくなる可能性があります。当社グループはそのような状況に対応するために、日本での製品開発活動やマーケティング活動などに対しより多くの経営資源を投入することを求められる可能性があり、そのような場合には他の地域の当社グループの事業戦略に影響が出る可能性があります。

また仮に競合先企業が日本市場で成功を収めた場合、当社グループの日本市場での売上高やマーケットシェアが低下し、当社グループ全体の事業、財政状態、経営成績にも重大な影響を与える可能性があります。

7. 将来の企業買収により、利益の減少やオペレーションコストの増加が発生する可能性について

変化の激しい事業環境の中、当社グループは事業領域拡大のために他企業の買収を検討する可能性があります。競合先企業と比較すると当社グループは企業買収の経験が浅く、将来当社グループが企業買収を行った場合、多くのリスク要因や不確定要因が生じる可能性があります。例えば、次のような可能性があります。

- ・ 買収先企業の顧客、仕入先、その他重要な業務上の関係者との既存の関係を維持できない可能性
- ・ 買収先企業のオペレーションシステム、情報システムを効率的、効果的に統合できない可能性
- ・ 当社グループのマネジメントリソースの分散化、希薄化
- ・ 買収により取得した営業権などの資産の評価減により、利益が減少する可能性

また企業買収の際に当社株式の新株発行を伴うような買収手段を採った場合には、既存株主の持分は希薄化することになります。このようなことが現実となった場合には、当社グループの財政状態や経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

8. ハッカーやクラッカーによる当社グループのシステムへの不正侵入により、当社グループの信用が失墜する可能性について

インターネットセキュリティ製品及びサービスを提供している会社として、当社グループはネットワークに不正に侵入、攻撃、データ搾取、改竄破壊などを行う者によって引き起こされるトラブルに対して他の会社よりも特に信用面において重大な影響を受けることが考えられます。例えば当社グループのシステムに侵入してウイルスを拡散させたり、ソースコードなどの技術情報や、顧客や社員の個人情報などを搾取・流出させたり、当社ホームページの情報改竄などがあった場合、これらの行為によって当社グループの信用が失墜する可能性があります。また、そのような事態が生じた場合、技術上のトラブルの解決に要するコストの支出及び当社グループの企業秘密の漏洩、損壊等の損失を被る可能性があります。また信用回復するまでの間、事業が停滞するなど重大な影響を与える可能性があります。

9. 当社グループ関係者による情報漏洩リスクについて

当社グループでは業務委託先または従業員との間で機密保持目的の契約を締結しておりますが、これらの措置をとっていても当社グループの技術情報や個人情報などを当社グループ関係者が持ち出し流失または不正利用される可能性等があります。このような事態が発生した場合、当社グループの信用が著しく失墜するだけでなく、当社グループに対して、訴訟が提起され巨額の損害賠償請求が認められた場合には、当社グループの事業に重大な影響を及ぼすほか、技術上のトラブルの解決等に要するコストが発生すること等、当社グループの財政状態、経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

10. 当社グループが新たに提供するウイルス対策製品やその他のセキュリティ製品及びサービスにおける新しいリスクについて

当社グループの各種セキュリティ製品は、通常のメール、サイト、またはプログラム等を「迷惑メール」、「悪質な可能性のあるサイト」または「悪質な可能性のあるプログラム」として誤認する可能性があります。反対に、時としてこれらを検知できない可能性もあります。とりわけこれら悪質なメール、サイト、またはプログラム等は、同対策製品を回避するようデザインや工夫がなされており、通常のメール、サイト、またはプログラム等との違いを判別しにくいものとなっております。上記のような当社グループ製品により通常のメール、サイト、またはプログラム等をブロックされている企業または団体により、当社グループがそれらを「迷惑メール」、「悪質な可能性のあるサイト」または「悪質な可能性のあるプログラム」とみなすことについての修正を要求される可能性、またはそれらの作成元の事業を妨害したことによる損害補償を求められる恐れがあります。加えてそれらの誤認は、当社グループのウイルス対策やその他セキュリティ製品の導入を後退させる可能性があります。

加えて、新たに提供する製品やサービスは事前に適切なテストを行う必要がありますが、当社グループの各種製品のバグや脆弱性を含む欠陥などにより顧客に損害を与える可能性があり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

11. 事業の成長に対する経営管理体制の対応について

当社グループの事業領域は拡大をしておりますが、その成長を支えるマネジメントや従業員などの人的リソースは限られており、今後も成長を持続させていくためには、次の点について増強、整備していく必要があります。

- ・ 新たな人材の獲得、確保並びに従業員に対する教育研修、業務に対する動機づけ
- ・ 新たな従業員を当社グループのオペレーションに効果的に融合させること
- ・ オペレーションシステム、会計システムなどの情報システムの整備
- ・ 経営及び管理体制の有効活用

今後、事業の拡大に対し、当社グループの組織体制や管理体制が不十分なものになる可能性があり、そのような場合には次のようなリスクがあります。

- ・ ユーザに効果的なサービスを提供できない可能性
- ・ タイムリーな製品の開発及び提供が出来ない可能性
- ・ 適切な会計情報システム、会計管理システムが構築できない可能性
- ・ 新たなマーケットへの進出や市場競争に対する対応が適切に行えない可能性

12. 当社グループの各種製品及びサービスの販売業者が当社グループ製品及びサービスの販売に注力しない可能性

並びに販売業者からの返品が発生する可能性について

当社グループの各種製品及びサービスの多くは中間販売業者を経由して販売されます。これら中間販売業者は、競合先企業の製品及びサービスも同時に取り扱っています。当社グループは中間販売業者に対し、当社グループの各種製品及びサービスの販売に注力してもらうよう努力をしていますが、これら中間販売業者は当社グループの競合先企業の製品販売に注力する可能性があります。

また状況によっては中間販売業者は当社グループの各種製品及びサービスを返品する可能性があります。

13. 当社グループ製品及びサービスを取り扱う中間販売業者の財政状態が当社グループの経営成績に与える影響について

当社グループ製品及びサービスを取り扱う中間販売業者の財政状態が悪化した場合、その状態によっては当社グループの売掛金回収に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループは中間販売業者の財政状態や売掛金の回収可能性について定期的にレビューを行い、貸倒引当金を計上していますが、実際の貸倒額は引当金の額を超過する可能性があります。そのような場合には当社グループの財政状況や経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

14. 企業ユーザによる当社グループの各種製品やサービス購入キャンセル、購入延期による影響について

当社グループの各種製品やサービスの購入は、企業ユーザにとっては資本的支出になるものと考えられます。企業ユーザによっては当社グループの各種製品やサービスの購入は緊急を要するものではない場合があり、企業ユーザの業績見通しの悪化や経済状況の悪化などにより、当社グループの各種製品やサービス購入のキャンセルや時期の延期などが発生する可能性があります。このようなキャンセルや購入時期の延期は当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

15. 主要な経営陣並びに技術者への依存について

当社グループはCEOのエバ・チェンを始めとする主要な経営陣や技術者に多くを依存しています。今後もこれらの経営陣や技術者が当社グループに在籍し続けるという保証はありません。もしこれらの経営陣、技術者が当社グループを離れた場合には、当社グループの事業、経営成績、財政状態に影響を与える可能性があります。

16. 当社グループの人材の流動性や労働市場の変動が当社グループに与える影響について

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界は市場競争が激化しています。そのような中、優秀な人材の確保は各社とも技術革新を支える重要な課題となっております。

現在、当社グループの従業員の過半は新興諸国を含めたアジア圏で構成されています。これらの地域におけるインフレや賃金上昇は当社グループの人件費を急激に増加させる可能性があります。そして他社との人材の争奪戦なども当社グループの人件費に影響を与える可能性があります。更に当社グループにおける想定以上の離職や人材採用において計画通りの人員採用ができない場合は、業務が遂行できず当社グループの事業を停滞させる可能性があります。

また、これらの要因によるコスト増は、当社グループの事業、経営成績、財政状態に影響を与える可能性があります。

17. 当社グループの主要な技術者を含む人材の流出が当社グループに与える影響について

当社グループが属するサイバーセキュリティ業界は市場競争が激化しており、当社グループにおいて主要な技術者並びに人材が流出する可能性もあります。当社グループでは全ての従業員との間で機密保持及び競業禁止目的の契約を締結しておりますが、これらの措置をとっていても当社グループの技術や戦略などの重要な情報が流出することを防げない可能性や、当社グループの技術と類似した技術の開発を防ぐことができない可能性があります。そのような場合には当社の競争力に影響をきたす可能性があり、当社グループの事業、経営成績、財政状態に影響を与える可能性があります。

18. 当社グループの四半期決算数値の変動が株価に与える影響について

当社グループの四半期決算数値のトレンドは、中長期的な経営成績のトレンドと異なる傾向を示す可能性があります。

ます。また当社グループの四半期決算の数値は、アナリストなどが予想した期待値を下回る可能性があり、そのような場合には当社株価は下落する可能性があります。

当社グループの四半期決算の数値が変動する要因として次のものが上げられます。

- ・ ユーザの予算上の制約、季節要因、販売プロモーション活動のタイミング
- ・ 競合先企業による新製品の発売
- ・ マーケティング活動、研究開発活動、従業員採用等による費用支出
- ・ ユーザニーズの変化
- ・ 日本、米国、欧州などの当社グループ主要活動地域の景気変動などの外部環境

19. 為替変動が当社グループの経営成績に与える影響について

当社グループの連結決算の報告通貨は日本円ですが、海外子会社の事業活動はそれぞれの地域の通貨を使用しております。当社グループの連結売上高及び費用の多くの部分は、USドル、ユーロ、アジア諸通貨など日本円以外の通貨から成ります。これらの通貨と日本円との為替レートの変動により、当社グループの経営成績が影響を受ける可能性があります。また今後当社グループが日本以外の地域で連結売上高を拡大した場合には、為替変動の影響はより大きくなります。

また、当社グループは資金運用目的で外貨建の有価証券を一部保有しております。これらの価値は為替レートの変動による影響を受けるため、大幅な変動は今後当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

20. 金融市場の変動が当社グループの経営成績に与える影響について

当社グループは、効率的な資金運用の目的から有価証券・投資有価証券を保有しております。これら保有有価証券の価値は金融市場や為替相場の変動による影響を受けます。今後金融市場が大幅に変動した場合には、相応の評価損を計上するなど当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

21. 知的財産権に関する影響について

当社グループの事業は、当社グループが所有する知的財産権に多くを依存しています。当社グループがこれらの権利を保護できず、競合先企業が当社グループの技術を使用した場合には、当社グループの事業に影響を与える可能性があります。今後これ以上特許数が増加しない可能性や、これらの特許を有効に保護できない可能性があります。

当社グループでは従業員及び業務委託先との間で機密保持目的の契約を締結し、ユーザとの間では知的所有権に関する条項の入ったライセンス契約を締結し、また当社グループの高度機密情報についてはアクセス制限を行っております。しかしながら、これらの措置をとっていても当社グループの技術の不正使用を防げない可能性や、当社グループの技術と類似した技術の開発を防ぐことができない可能性があります。

また、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合、製品またはサービスの販売差し止め、損害賠償金の支払い、ライセンス契約の締結に伴うロイヤルティの支払いが生ずる可能性があります。そのほか、従業員の職務発明に対する対価に関して、従業員から訴訟の提起を受ける可能性があり、敗訴した場合には、当該従業員に対して、さらなる対価の支払いが発生する可能性があります。

22. 当社グループ製品及びサービス利用者からの提訴や製品回収の可能性について

当社グループの製品及びサービスは、ネットワークやコンピュータをコンピュータウイルスのような不正プログラムから守ることを目的に製造されています。仮に当社グループ製品及びサービスのユーザが当社グループ製品及びサービスを使用していたにも関わらず、不正プログラムにより何らかの被害を受けた場合や、当社グループの製品及びサービスが明示している機能を果たさなかった場合は、返品および返品に伴う返金が発生する可能性、損害賠償の訴えが提起される可能性があります。更に、ユーザが当社グループのストレージサービスを使用していたことにより、システムトラブルなどの理由で情報消失などの被害を受けた場合も、当該ユーザから損害賠償の訴えが提起される可能性があります。

また、当社グループは各種製品の出荷もしくは、パターンファイルの提供に際し、事前に適切なテストを行う必要がありますが、当社グループの各種製品のバグや脆弱性を含む欠陥、不完全なパターンファイルの提供等により

当社グループのユーザのコンピュータやネットワーク環境、各種端末等に障害が発生した場合、または、ハードウェア製品の欠陥により、人の生命、身体又は財産に損害が及んだ場合には、当社グループの判断により、製品を回収する可能性や当該ユーザからの訴えが提起される可能性があります。

当社グループの各種製品の使用規約やライセンス契約には免責事項及び当社グループの責任の及ぶ範囲についての条項を明記していますが、国や地域、状況によってはこれらの条項が有効とされない場合もあります。当社グループに対して、訴訟が提起され、裁判所において、損害賠償請求、慰謝料などが認められた場合、また当社グループの判断により、製品を回収する場合には、当社グループの事業の他、財政状況や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

23. 法令違反または法令等の改正による影響について

当社グループが行う事業は、それぞれの国において各種法令等による規制を受けます。これらの法令等が遵守されなかった場合、行政指導、罰則などの適用を受け、当社グループの経営成績が影響を受ける可能性があります。また、当社グループの役職員や関係者が法令違反を行った場合、当社グループの信用が毀損され当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。更に、法令等の改正により、当社グループの製品またはサービスに関して規制や制限が強化され、当該対応による費用がかかる可能性があり、当社グループの経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

24. 電力不足、地震その他の災害、生物ウイルス、地政学的リスクなどによる影響について

当社グループの事業は、電力不足、地震その他の災害、生物ウイルス、地政学的リスクなどにより多大な損失を被る可能性があります。例えば平成12年に米国カリフォルニア州において電力不足が断続的に続いたことにより電気料金が高騰し、また一部の顧客に対するサービスに影響が出ました。或いはインフルエンザやSARSなどの生物ウイルスの蔓延などによって、当社グループの業務を停止せざるを得なくなる可能性もあります。今後、同様の事態が起これば、当社グループの事業に重大な影響を与える可能性があります。

自然災害による事業への影響も考えられます。将来の大地震などの自然災害による当社グループの設備、施設などに対する被害額を推測することは出来ず、また万全な対策を講じても、被害を限定させることは出来ない可能性があります。

更に生物ウイルスの蔓延や、テロ行為その他の地政学的リスクなどは、当社グループが活動を展開している国や地域の経済情勢に影響を与える可能性があります。このような状況が続いた場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を与える可能性があります。

25. 当社の株価は変動性が高いために、当社株式の投資家が投資損失を被る可能性について

当社株式は東京証券取引所市場第1部に上場されております。近年の日本の証券市場の株価及びその取引高は大きく変動しておりますが、一般にハイテク企業、インターネット関連企業の株価は特に大きく変動する傾向にあり、当社株式の株価及び出来高もまた大きく変動しています。東証1部に上場した平成12年8月17日以降の当社株価の安値は1,440円、高値は9,005円となっています。平成29年12月29日現在の東京証券取引所の当社株価終値は6,390円となっています。今後も当社株価は大きく変動する傾向が続く可能性があります。

26. 当社株式が上場している東京証券取引所には値幅制限があるため、投資家が当社株式を売却できない可能性があることについて

当社株式が上場している東京証券取引所市場第1部では、株価は売り注文と買い注文の均衡によりリアルタイムに決められ、マーケットメーカーなどによる値付けはありません。また当該取引所では激しい株価の変動を防ぐため、前日の終値を基準として株価の変動幅の制限を設けており、投資家が株式を売却する意向を持っていても制限幅を超えるような株価での売却はできません。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) ソフトウェア著作権等の譲受及びコストシェアリング契約

当社は、資本関係の再構築以前のグループ親会社であったTrend Micro Incorporated(台湾)との間で、同社が所有していた、これまでのソフトウェアに関する研究開発の成果(著作権等)を691百万円で譲り受ける契約を平成8年11月に締結しました。

また平成22年1月に、当社、子会社であるTrend Micro Inc.(米国)、Trend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)及びTrend Micro Ireland Limited(アイルランド)の4社間で、平成21年までに構築された重要な無形資産(旧無形資産)の使用権を当社が当社以外の3社にライセンスし、平成22年1月以降発生する重要な無形資産の構築に係る費用及びそれに付随する費用を4社間で分担し、当社だけが所有していた重要な無形資産について、実質的、経済的に4社が保有する形とする旨のコストシェアリング契約を締結しております。

(2) 海外子会社への研究開発作業の委託

当社は上記コストシェアリング契約の参加者を代表し、Trend Micro Incorporated(台湾)、Trend Micro(China) Incorporated(中国)、Trend Micro Canada Technologies, Inc.(カナダ)、Trend Micro (EMEA) Limited(アイルランド)及びTrend Micro do Brazil Ltda.(ブラジル)との間で研究開発作業を委託する旨の契約を、それぞれ平成8年11月、平成13年7月、平成21年6月、平成22年1月に締結しております。

(3) クロスライセンス契約

当社及びTrend Micro Incorporated(米国)は、平成9年12月に米国IBM社との間で、平成10年4月に米国シマンテック社との間で、平成12年5月にネットワークアソシエイツ社(現マカフィー社)との間でそれぞれ、互いの特許をライセンスする旨のクロスライセンス契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、世界中の情報機器を結ぶネットワーク環境において、重要な課題となる情報セキュリティの確保(情報セキュリティ管理)に資する目的で、コンピュータセキュリティ対策ソフトウェアの開発を主として取り組んでおります。

開発製品は、主にコンピュータセキュリティ対策ソフトであります。これに関連した基礎的な技術開発、または応用技術等も含め、当社並びに北米地域子会社 Trend Micro Incorporated(米国)、Trend Micro Canada Technologies, Inc.(カナダ)、欧州地域子会社 Trend Micro Deutschland GmbH(ドイツ)、Trend Micro EMEA(GB) Limited(英国)、Trend Micro France SA(フランス)、Trend Micro(EMEA)Limited(アイルランド)、アジア・パシフィック地域子会社 Trend Micro Incorporated(台湾)、Trend Micro (China)Incorporated(中国)、Trend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)、Trend Micro India Private Limited(インド)、及び中南米地域子会社 Trend Micro do Brasil Ltda.(ブラジル)の12社に所属する研究開発部門スタッフが密接な関係のもとに研究開発活動を行っております。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は7,788百万円であり、すべてコンピュータセキュリティ対策ソフトウェアの開発に係るものであります。なお、研究開発活動については、特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

売上高

セグメント別の売上高は、「第2 事業の状況 2 生産、受注及び販売の状況 (3) 販売実績」をご参照ください。

売上原価

前連結会計年度及び当連結会計年度の売上原価の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
販売目的ソフトウェア償却費及び材料費	7,435	10,122
ソフト保守費	8,049	7,409
カスタマーサポート費	7,556	10,607
売上原価 計	23,040	28,138

当連結会計年度の売上原価は、主として販売目的ソフトウェア償却費及び材料費の増加により5,097百万円(前年同期比22.1%)増加しました。

販売費及び一般管理費

前連結会計年度及び当連結会計年度の販売費及び一般管理費の内訳は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
販売費	46,448	50,411
研究開発費	5,270	7,788
一般管理費	22,817	26,031
販売費及び一般管理費 計	74,535	84,231

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、主として販売費が増加し、9,695百万円(前年同期比13.0%)増加しました。

営業外損益

当連結会計年度の受取利息は1,211百万円であり、主な源泉は公社債、債務担保証券等の有価証券・投資有価証券及び銀行預金です。

法人税等

当連結会計年度の法人税、住民税及び事業税は、前年同期比315百万円減少して11,831百万円となりました。これに加え、法人税等調整額 427百万円を計上しております。

(2)経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の通りであります。

(3)流動性と資金の源泉

当社グループの短期的な資金の主たる源泉は営業活動から得られる現金及び現金同等物です。現在の現金及び現金同等物の残高、営業活動から得る現金及び現金同等物は今後12ヶ月間に必要な運転資金、資本的支出をまかなうのに十分であると考えます。

当連結会計年度末における現金及び預金、有価証券の合計額は152,432百万円でありました。現金及び預金は、米ドル、ユーロ等の外国通貨及び円貨からなり、有価証券は信用度の高い取引金融機関の債券等からなります。

なお、当連結会計年度末において流動負債及び固定負債に計上される繰延収益は121,985百万円であり、これらの繰延収益は契約期間に応じて翌連結会計年度以降、収益として認識される見込みです。

(4)経営者の問題認識と今後の方針

「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通りであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

重要な設備投資等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社
 在

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
東京本社 (東京都渋谷区)	建物、工具、 器具及び備品	200	174	375	666
大阪営業所 (大阪市淀川区)	建物、工具、 器具及び備品	5	7	13	36

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 在外子会社
 在

平成29年12月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
			建物	器具備品 及び運搬具	合計	
Trend Micro Incorporated (台北)	アジア・ パシフィック	建物、 器具備品 及び運搬具	94	619	714	1,434
Trend Micro (China) Incorporated (上海)	アジア・ パシフィック	建物、 器具備品 及び運搬具	7	618	626	505
Trend Micro Incorporated (カリフォル ニア)	北米	建物、 器具備品 及び運搬具	2,542	1,779	4,322	886
Trend Micro Deutschland GmbH (ハルベルク モース)	欧州	建物、 器具備品 及び運搬具	0	108	108	109

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等
 該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等
 該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	140,293,004	140,293,004	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	140,293,004	140,293,004		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（平成25年12月12日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数	1,863個(注)1	1,569個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	186,300株(注)2	156,900株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	3,660円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年12月28日～ 平成30年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,660円 資本組入額 1,830円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は従前の地位を喪失した日から2年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、勤務成績または勤務形態が不良で業務に支障があり解雇された場合、諭旨退職となった場合および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使されることが相当でない事由に該当</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>した場合には、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>2 新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合（ただし、新株予約権者が死亡した時点において、上記1の行使の条件を満たしている場合に限る。）、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から2年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>3 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

（注）5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1及び2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（平成26年5月13日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数	21,300個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,130,000株（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,220円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月29日～ 平成31年5月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,220円 資本組入額 1,610円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は従前の地位を喪失した日から2年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、勤務成績または勤務形態が不良で業務に支障があり解雇された場合、諭旨退職となった場合および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使されることが相当でない事由に該当</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>した場合には、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>2 新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合（ただし、新株予約権者が死亡した時点において、上記1の行使の条件を満たしている場合に限る。）、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から2年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>3 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

（注）5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1及び2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（平成26年11月14日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数	2,312個（注）1	2,107個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	231,200株（注）2	210,700株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	3,640円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年12月2日～ 平成31年12月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,640円 資本組入額 1,820円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は従前の地位を喪失した日から2年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、勤務成績または勤務形態が不良で業務に支障があり解雇された場合、諭旨退職となった場合および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使されることが相当でない事由に該当</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>した場合には、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>2 新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合（ただし、新株予約権者が死亡した時点において、上記1の行使の条件を満たしている場合に限る。）、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から2年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>3 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

（注）5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1及び2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（平成27年12月22日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数	3,068個(注)1	2,879個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	306,800株(注)2	287,900株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	4,690円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成28年1月13日～ 平成33年1月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,690円 資本組入額 2,345円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は従前の地位を喪失した日から2年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、勤務成績または勤務形態が不良で業務に支障があり解雇された場合、諭旨退職となった場合および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使されることが相当でない事由に</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>該当した場合には、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>2 新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合（ただし、新株予約権者が死亡した時点において、上記1の行使の条件を満たしている場合に限る。）、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から2年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>3 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

（注）5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1及び2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（平成28年9月14日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数	11,440個(注)1	11,314個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,144,000株(注)2	1,131,400株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	3,545円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成28年9月30日～ 平成33年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,545円 資本組入額 1,773円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は従前の地位を喪失した日から2年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、勤務成績または勤務形態が不良で業務に支障があり解雇された場合、諭旨退職となった場合および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使されることが相当でない事由に</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>該当した場合には、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>2 新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合（ただし、新株予約権者が死亡した時点において、上記1の行使の条件を満たしている場合に限る。）、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から2年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>3 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

- (注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
- 2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。
- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

（注）5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1及び2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権（平成29年12月7日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数	3,450個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	345,000株（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	6,430円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成29年12月23日～ 平成34年12月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 6,430円 資本組入額 3,215円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）にあることを要する。ただし、新株予約権者が従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、新株予約権者は、当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は従前の地位を喪失した日から2年間に限り、それ以外の場合は従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、勤務成績または勤務形態が不良で業務に支障があり解雇された場合、諭旨退職となった場合および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使されることが相当でない事由に</p>	同左

	事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>該当した場合には、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>2 新株予約権者が上記の新株予約権の行使期間の到来後に死亡した場合（ただし、新株予約権者が死亡した時点において、上記1の行使の条件を満たしている場合に限る。）、新株予約権者の相続人は、新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、死亡した新株予約権者の当社への貢献度が高いと当社取締役会が認めた場合は新株予約権者が死亡した日から2年間に限り、それ以外の場合は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>3 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

（注）5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、前記「新株予約権の行使の条件」1及び2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注)	402,000	140,293,004	547	18,386	547	21,108

(注) 新株予約権の行使による増加

(6) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	86	34	74	638	8	5,104	5,944	
所有 株式数 (単元)	-	554,098	83,061	18,523	630,033	53,691	63,351	1,402,757	17,304
所有 株式数の 割合(%)	-	39.50	5.92	1.32	44.91	3.83	4.52	100	

(注) 1 自己株式2,657,574株は「個人その他」に26,575単元、「単元未満株式の状況」に74株含まれております。
 2 上記「その他の法人」には株式会社証券保管振替機構名義の株式が15単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	22,002	15.68
トゥルーウェイカンパニーリミテッ ド a b	PALM GROVE HOUSE, P.O.BOX 438, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS	12,186	8.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,819	8.42
チャン ミン ジャン a	CA, USA	5,367	3.82
資産管理サービス信託銀行株式会社(証 券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オ フィスタワーZ棟	3,407	2.42
バンク ジュリウス ベア アンド カンパ ニー リミテッド シンガポール クライ アーツ c	8 MARINA VIEW, 43-01 ASIA SQUARE TOWER 1, SINGAPORE 018960	3,336	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,923	2.08
資産管理サービス信託銀行株式会社(投 信受入担保口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オ フィスタワーZ棟	2,520	1.79

ステート ストリート バンク ウェス ト クライアント トリーティー 5 0 5 2 3 4 d	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A	1,971	1.40
チェース マンハッタン バンク ジー ティーエス クライアantz アカウン ト エスクロウ d	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM	1,903	1.35
計		67,437	48.06

(注) 1 各株主は、それぞれ下記のとおり国内に常任代理人を設置しております。

- a トレンドマイクロ株式会社
東京都渋谷区代々木2丁目1-1 新宿マインズタワー
- b シティバンク、エヌ・エイ東京支店
東京都新宿区6丁目27-30
- c 株式会社三菱東京UFJ銀行
東京都千代田区丸の内2丁目7-1
- d 株式会社みずほ銀行決済営業部
東京都港区2丁目15-1 品川インターシティA棟

2 各信託銀行の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は以下の通りであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,707千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,666千株
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,407千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,923千株
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	2,520千株

3 平成29年12月31日現在、自己株式 2,657千株(発行済株式総数に対する割合 1.89%)を保有しております。

- 4 平成29年3月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No. 3において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー、ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ブラックロック(ルクセンブルグ) エス・エー、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、及びブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッドが平成29年2月28日付現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書No. 3の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有 割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	2,419	1.72
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 デラウェア州 ニューキャッスル郡 ウィルミントン オレンジストリート1209 ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付 19801	970	0.69
ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク イースト52ストリート 55	344	0.25
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	08540 米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェアドライブ 1	854	0.61
ブラックロック(ルクセンブルグ) エス・エー	ルクセンブルク大公国 L-1855 J.F. ケネディ通り 35A	297	0.21
ブラックロック・ライフ・リミテッド	EC2N 2DL 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	253	0.18
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	1 アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	500	0.36
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	1,416	1.01
ブラックロック・インターナショナル・リミテッド	EH3 8BL 英国 エディンバラ センブル・ストリート1 エクスチェンジ・プレース・ワン	724	0.52
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	1,677	1.20
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド	EC2N 2DL 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	193	0.14

- 5 平成29年4月20日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No. 11において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC及び野村アセットマネジメント株式会社が平成29年4月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書No. 11の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有 割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	-70	-0.05
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	844	0.60
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	11,554	8.24

- 6 平成29年1月10日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No. 4において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成28年12月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書No. 4の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有 割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,426	2.44
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	544	0.39
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	5,649	4.03

- 7 平成29年12月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No. 3において、アセットマネジメントOne株式会社が平成29年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書No. 3の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有 割合(%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	9,485	6.76
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	572	0.41

- 8 平成30年1月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No. 1において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成29年12月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書No. 1の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有 割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,753	2.68
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,048	2.17
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,046	1.46

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,657,500 (自己保有株式)		
完全議決権株式(その他)	普通株式 137,618,200	1,376,182	
単元未満株式	普通株式 17,304		
発行済株式総数	140,293,004		
総株主の議決権		1,376,182	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,500株(議決権15個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式74株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
トレンドマイクロ株式会社 (自己保有株式)	東京都渋谷区代々木二丁目 1番1号 新宿マインズタワー	2,657,500		2,657,500	1.89
計		2,657,500		2,657,500	1.89

(9) 【ストックオプション制度の内容】

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社が新株予約権を発行する方法によるストックオプション

決議年月日	平成25年12月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社子会社取締役6名、当社子会社従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成26年5月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社従業員9名、当社子会社取締役8名、当社子会社従業員28名

新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成26年11月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社子会社取締役5名、当社子会社従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成27年12月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、当社子会社取締役4名、当社子会社従業員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成28年9月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社従業員8名、当社子会社取締役5名、当社子会社従業員48名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成29年12月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、当社子会社取締役3名、当社子会社従業員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、平成30年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	493,300	1,618	81,400	267
保有自己株式数	2,657,574	-	2,576,174	-

(注)1.当期間における保有自己株式数には、平成30年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

2.当期間における処理自己株式には、平成30年3月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は変化の激しい事業環境への対応および競合他社に対する競争力維持のため、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつも、連結ベースの純利益に基づいた配当を行っていきたいと考えております。

当社の配当政策の基本方針といたしましては、会計上の親会社株主に帰属する当期純利益（以下、「連結純利益」）をベースとした配当性向70%を目処として期末配当を行いたいと考えておりますが、平成28年に行ったTippingPoint事業の譲り受けに係るのれん等償却費用の計上により、現金流出を伴わない当該償却費用が「連結純利益」を減少させ、支払配当額に与える影響を鑑み、下記算式のとおり、「連結純利益」に当該償却費用により減少する「連結純利益」影響額（のれん等償却額の税務上損金算入額考慮後）を足し戻した金額ベースの配当性向70%を目処としたいと考えております。

$$(\text{「連結純利益」} + \text{TippingPoint事業譲り受けに係る償却による「連結純利益」影響分}) \times 70\%$$

当連結会計年度につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益25,691百万円の79.8%(総額ベース)に当たる20,507百万円（1株につき149円）といたしました。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨を定めております。

（注）基準日が当事業年度に属する上記剰余金の配当（総額20,507百万円、1株につき149円）の株主総会決議日は平成30年3月27日であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
最高(円)	4,180	3,800	5,450	5,110	6,590
最低(円)	2,439	3,025	3,080	3,350	4,140

（注）最高、最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	5,910	5,640	5,670	6,160	6,490	6,590
最低(円)	5,470	4,980	4,940	5,500	5,970	6,100

（注）最高、最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		チャン ミン ジャン	昭和29年 11月5日生	昭和63年12月 平成7年12月 平成9年3月 平成17年1月	Trend Micro Incorporated (米国)社長 当社代表取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現任)	(注)4	5,367
代表取締役 社長	当社グループ CEO	エバ・チェン	昭和34年 2月23日生	平成元年5月 平成7年12月 平成9年8月 平成14年3月 平成17年1月	Trend Micro Incorporated (台湾)入社 当社監査役 当社取締役技術開発部門統 括責任者 当社取締役当社グルー プCTO 当社代表取締役社長当社 グループCEO(現任)	(注)4	1,589
代表取締役 副社長	当社グループ CFO	根岸 マヘンドラ	昭和35年 3月9日生	平成7年9月 平成12年6月 平成13年2月 平成13年3月 平成14年3月 平成18年1月 平成24年3月 平成26年3月	メリルリンチ証券会社(現 メリルリンチ日本証券株 式会社)入社 アイビートレンド株式会 社代表取締役 当社管理本部長 当社取締役財務経理部門担 当 当社代表取締役グループ CFO 当社代表取締役当社グルー プCOO兼CFO 当社代表取締役副社長当社 グループCOO兼CFO 当社代表取締役副社長当社 グループCFO(現任)	(注)4	130
取締役副社長	当社グループ ビジネス開 発、戦略立 案、ベン チャーキャ ピタル事業担当	ワイエル・モハメド	昭和42年 9月17日生	平成13年10月 平成14年1月 平成16年5月 平成21年5月 平成21年11月 平成26年3月 平成27年3月 平成30年1月	エントラスト(現 エントラ スト・データカード) 同社 グローバルサービスソ リューション ヴァイスプ レジデント ジックス・コーポレーショ ン 同社オフィサー グ ローバルセールス ヴァイ スプレジデント サード・ブリゲード・イン クを共同創業 同社社長兼CEO 当社によるサード・ブリ ゲード・インクの買収によ り当社入社 サーバセキュリティ ヴァ イスプレジデント 当社執行役員 グローバル ストラテジックアライアン スビジネス シニアヴァイ スプレジデント 当社上席執行役員当社グ ループCOO 当社取締役副社長当社グ ループCOO 当社取締役副社長当社グ ループビジネス開発、戦略 立案、ベンチャーキャピ タル事業担当(現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役副社長	日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当兼IoT事業推進本部本部長	大三川 彰彦	昭和34年 2月24日生	昭和57年4月 日本デジタルイクイップメント株式会社(現 日本ビューレット・パッカード株式会社)入社 平成4年12月 マイクロソフト株式会社(現 日本マイクロソフト株式会社)入社 平成12年5月 同社執行役員ビジネスインターネット事業部長 平成15年2月 当社入社 日本地域セールス&マーケティング統括本部長 平成15年5月 当社執行役員 平成19年4月 当社上席執行役員日本地域担当兼グローバルサービスビジネスジェネラルマネージャー 平成20年3月 当社取締役日本地域担当兼グローバルサービスビジネスジェネラルマネージャー兼グローバルコンシューマビジネスジェネラルマネージャー 平成22年2月 当社取締役日本地域担当兼アジア・ラテンアメリカ地域営業推進担当兼グローバルマーケティング統括本部統括本部長 平成24年3月 当社取締役副社長日本地域担当兼アジア・ラテンアメリカ地域営業推進担当兼グローバルマーケティング統括本部統括本部長 平成25年1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当兼アジア地域営業推進担当 平成26年1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当 平成28年1月 当社取締役副社長日本地域担当兼グローバルコンシューマビジネス担当兼IoT事業推進本部本部長(現任)	(注)4	4
取締役		野中 郁次郎	昭和10年 5月10日生	昭和33年4月 富士電機製造株式会社(現富士電機株式会社)入社 昭和52年4月 南山大学経営学部教授 昭和54年1月 防衛大学校教授 昭和57年4月 一橋大学商学部付属産業経営研究施設教授 平成9年4月 北陸先端科学技術大学院大学教授 平成9年5月 カリフォルニア大学バークレイ校経営大学院ゼロックス知識学ファカルティ・フェロー 平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成18年4月 一橋大学名誉教授(現任) 平成19年1月 クレアモント大学大学院ドゥラッカー・スクール名誉スカラー 平成19年6月 三井物産株式会社社外取締役 平成21年7月 株式会社富士通総研経済研究所理事長 平成23年3月 当社取締役(現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		古賀 哲夫	昭和23年 3月2日生	昭和46年4月 日本電信電話公社(現日本 電信電話株式会社)入社 平成17年6月 東日本電信電話株式会社代 表取締役副社長 平成21年6月 同社退社 平成21年6月 エヌ・ティ・ティ ラーニ ングシステムズ株式会社代 表取締役社長 平成25年6月 同社退社 平成25年11月 株式会社ヒト・コミュニ ケーションズ社外取締役 (現任) 平成27年6月 株式会社朝日ネット社外取 締役(現任) 平成29年3月 当社取締役(現任)	(注)4	
常勤監査役		千歩 優	昭和27年 12月10日生	昭和52年4月 シェル石油株式会社(現 昭和シェル石油株式会社) 入社 平成15年4月 中川石油株式会社出向 同 社取締役管理部長 平成18年4月 昭和シェル石油株式会社経 営相談室担当主査 平成20年4月 SCエネルギー株式会社出 向 同社管理部長 平成23年4月 昭和シェル石油株式会社石 油事業本部近畿支店企画課 当社監査役 平成25年3月 当社常勤監査役(現任) 平成26年7月	(注)5	
監査役		長谷川 文男	昭和15年 2月15日生	昭和39年1月 シェル石油株式会社(現 昭和シェル石油株式会社) 入社 平成6年5月 昭和シェル石油株式会社管 理会計課長兼経理部副部長 平成8年12月 東京シェルバック株式会社 専務取締役 平成12年3月 当社常勤監査役 平成23年6月 当社監査役 平成24年1月 当社常勤監査役 平成26年7月 当社監査役(現任)	(注)5	0
監査役		亀岡 保夫	昭和30年 11月12日生	昭和53年3月 ブライスウォーターハウス 公認会計士事務所入所 昭和57年4月 公認会計士登録 平成11年4月 大光監査法人設立、代表社 員 平成13年3月 当社監査役(現任) 平成16年7月 大光監査法人理事長兼代表 社員(現任)	(注)5	
監査役		藤田 浩司	昭和37年 6月9日生	平成元年4月 東京弁護士会弁護士登録 奥野法律事務所(現 奥野 総合法律事務所・外国法共 同事業)入所 平成14年3月 当社監査役(現任) 平成26年2月 奥野総合法律事務所・外国 法共同事業副所長(現任) 平成27年5月 デクセリアルズ株式会社社 外取締役(現任) 平成27年6月 ニチレキ株式会社社外取締 役(現任) 平成29年6月 イリソ電子工業株式会社社 外取締役(現任)	(注)5	
計						7,091

- (注) 1 取締役野中郁次郎及び取締役古賀哲夫は、社外取締役であります。
- 2 常勤監査役千歩優及び監査役長谷川文男、監査役亀岡保夫、監査役藤田浩司の4名は、社外監査役であります。
- 3 代表取締役社長エバ・チェンは、代表取締役会長チャン ミン ジャンの配偶者の妹であります。
- 4 取締役の任期は、平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

当社は、コーポレート・ガバナンスを継続的な企業価値の向上を図るため、また株主をはじめ消費者、取引先及び従業員等のステークホルダーに対する企業責任を果たすため重要なものと位置づけており、当社グループを取り巻く事業環境の変化に対し迅速に対応すること、社外取締役及び社外監査役を中心とした経営監視機能の強化、経営の透明性及び健全性を確保すること、並びにディスクロージャーの信頼性を維持していくことを重要な経営課題であると考えております。また、コンプライアンスについても社会的信頼を確保する上での重要な課題と認識し、これに取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスの目的を実現するにあたって、当社の企業風土、業種、業態、事業規模、獲得可能な人材の質と量などのさまざまな経営環境を勘案したうえで最も適切な統治形態を採用すべきと考えておりますため、当社は、監査役会設置会社の形態をとっております。

当有価証券報告書提出日現在、当社の取締役会は7名という比較的少数の取締役により構成されていることに加え、うち2名を社外から登用することにより、適正な取締役会の運営が図れるよう監督機能を強化しております。また、監査役会につきましては、取締役会の運営状況及び取締役の業務執行状況に対し客観的な立場からのチェックが可能となるよう、監査役4名全員が社外監査役となっております。

業務執行につきましては、取締役会により決定された会社の方針が、各顧客セグメント、世界各国にまたがる事業活動地域及び各業務機能において実際の業務に適切に反映されるように選任された当社グループの幹部役職員（エグゼクティブ）が、責任を持ってそれぞれの業務執行にあたる体制をとっております。当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、定期的に行われる予算レビュー・プロセスやエグゼクティブ・メンバーによる議論の結果が取締役会の意思決定において参考とされます。

内部統制システムの整備の状況といたしましては、当社では、コンプライアンス体制の基礎として行動規範（Code of Conduct）を定め、「倫理的な行動」、「法令遵守」および「適切な企業開示」のための経営環境を整備するとともに、Whistleblowing Report Procedureを定め、内部通報チャネルの明確化を行っております。また、インターナル・コントロール・マネージャーを内部統制システム整備の推進責任者として任命し、インターナル・コントロール・マネージャーを長とする実務担当メンバーを適宜任命の上、活動しております。

リスク管理体制の整備状況といたしましては、コンプライアンス及びリスク管理体制を統括する組織としてリスク管理室を設置し、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置しております。また当社業務執行に係るリスクとして、製品及びサービスに関するリスク並びに社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者を設置することとしております。

一方、不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する取締役を危機管理責任者とする緊急対策室（SWAT）を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとしております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況といたしましては、当社グループ会社全社にCode of ConductおよびWhistleblowing Report Procedureを適用するとともに、関係会社管理規程に基づき業務執行に係るリスクの把握およびそれぞれの子会社の規模、事業内容等に応じた管理体制の構築を求め、定期的にその内容を確認することとしております。

経営管理については、いくつかの関連規程等を定め、これらに基づく当社への決裁上申・報告により子会社経営の管理を行うものとし、定期的に行われる予算レビュー・プロセスなどを通じモニタリングを行っております。

なお、当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたって期待される役割を十分に果たすことができるよう、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することが出来る旨を定款に定めております。また、社外取締役2名及び社外監査役4名全員との間で同法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、定款の定めに基づいて社外取締役については金1,600万円、常勤の社外監査役については金1,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査

内部監査部門は、Internal Audit Charterに基づいて、当社および当社グループ会社の内部監査を6名で実施しております。会社の組織、制度および業務が経営方針ならびに法令および諸規定等に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかの検証、評価および助言を経営陣に行うとともに、外部コンサルタントの助言を得ることや監査役、インターナル・コントロール・マネージャーおよび会計監査人と定期的に当社および当社子会社を含めたグループ全体の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携をはかることにより、内部統制システムの維持、向上にも携わっております。

また、内部監査部門は、監査役および代表取締役と定期的な意見交換の機会を設け、監査の実効性の一層の向上に努めております。

監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、重要な決裁書類等を閲覧するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、また適宜説明を求め、さらに必要に応じて国内の営業所や海外の子会社へ赴いてその業務及び財産の状況を調査しております。また、代表取締役との定期的な意見交換の機会を設けております。

なお、常勤監査役千歩優氏は長年にわたる経理部門、管理部門等の経験により、監査役長谷川文男氏は長年にわたる財務、経理部門の経験により、監査役亀岡保夫氏は公認会計士の資格と経験により、監査役藤田浩司氏は弁護士の資格と会社再建や企業法務に係る多くの経験により、いずれも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

一方、監査役と会計監査人との連携においては、監査計画時及び監査実施時に監査役が会計監査人による計画書または報告書についての説明を受け、また適宜意見交換を行うなどして、監査の実効性の向上を図っております。

社外取締役及び社外監査役

社外取締役2名及び社外監査役4名の社外役員全員は、当社グループのその他の取締役、監査役と家族関係などの人的関係や、資本的関係または取引関係その他の利害関係を有しておりません。また、当社と当社の社外役員が役員等を務める他の会社等との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の基準又は方針は特に定めていませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」で定める独立性基準の要件を参考に、当社との間の利害関係その他の関係性を十分に調査、検討したうえで、社外取締役については、当社のグローバルでユニークな経営に対し、さまざまな助言をいただけるような専門性を持った人材や会社経営の経験を有する人材を登用しており、社外監査役については、公正中立な監査が実現できるよう実務経験や専門資格等により財務・会計に関する相当程度の知見を有する人材を登用しております。

なお、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない者として社外役員全員を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、届出しております。

当社の事業規模等を勘案し、現在の選任状況は十分であると考えております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	470	360	110	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	38	38	-	-	-	6

- (注) 1. 上記の基本報酬には付与されたキャッシュ・ファントム・ユニットアワードに業績や株価を反映するキャッシュ・インセンティブ・プランに基づく報酬196百万円を含んでおります。
2. 上記のストック・オプションに記載した報酬等の額は、ストック・オプション付与を目的として発行した新株予約権1個あたりの公正価値をブラック・ショールズ・プライシング・モデルに基づいて見積り、当事業年度中に会計上の費用として計上した額であり、実際に新株予約権を行使した際に得られる1個当たりの財産上の利益を表すものではありません。
3. 退職慰労金制度は現在採用していません。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬 等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
				基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金
根岸マヘンドラ	153	取締役	提出会社	117	36	-	-
ワイエル・モハメド	306	取締役	提出会社	46	32	-	-
		取締役	連結子会社 Trend Micro Incorporated (米国)	197	30	-	-
大三川彰彦	126	取締役	提出会社	90	36	-	-

- (注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。
2. 上記の基本報酬にはキャッシュ・ファントム・ユニットアワードに業績や株価を反映するキャッシュ・インセンティブ・プランに基づく報酬(根岸マヘンドラ64百万円、ワイエル・モハメド64百万円、大三川彰彦43百万円)を含んでおります。
3. 上記のストック・オプションに記載した報酬等の額は、ストック・オプション付与を目的として発行した新株予約権1個あたりの公正価値をブラック・ショールズ・プライシング・モデルに基づいて見積り、当事業年度中に会計上の費用として計上した額であり、実際に新株予約権を行使した際に得られる1個当たりの財産上の利益を表すものではありません。
4. 退職慰労金制度は現在採用していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
 該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社では、当社の企業価値の最大化を図るために必要な人材を確保するため、役員報酬等が適正なインセンティブとして機能するような当社の事業の種類や規模に適した報酬制度を採用すべきであると考えており、株主総会の承認を得た報酬等の額や内容の範囲内で、基本報酬、その他のキャッシュ・インセンティブおよびストック・オプションを適宜組み合わせ(ただし、社外取締役および監査役については基本(固定)報酬のみ)、各人の役割と責任に応じた報酬が支給されるよう取締役会で決定(監査役については監査役の協議に一任)いたしております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	0	1,351			

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士およびその所属監査法人は以下のとおりであります。また、海外子会社は主として、各国のKPMGのメンバー・ファームの監査を受けております。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員	近藤 敬	有限責任 あずさ監査法人
業務執行社員	梅谷 哲史	

なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他18名であります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ロ 自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役の員数は8名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議における株主総会の定足数については、定数不足による決議不能を避ける目的から、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議における定足数について、定数不足による決議不能を避ける目的から、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	85		88	
連結子会社				
計	85		88	

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対して支払った報酬の額は148百万円です。

(当連結会計年度)

当社連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対して支払った報酬の額は156百万円です。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬等は、当社および当社連結子会社の規模や特性、監査工数・業務の内容等の妥当性を勘案、協議した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	84,509	85,897
受取手形及び売掛金	35,845	40,065
有価証券	50,154	66,535
たな卸資産	1 1,711	1 2,980
繰延税金資産	15,359	15,810
その他	7,744	5,788
貸倒引当金	293	286
流動資産合計	195,031	216,792
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	2 4,076	2 4,278
その他（純額）	2 2,475	2 3,944
有形固定資産合計	6,551	8,222
無形固定資産		
ソフトウェア	9,161	11,482
のれん	18,356	14,978
その他	15,019	13,834
無形固定資産合計	42,537	40,294
投資その他の資産		
投資有価証券	48,589	49,788
関係会社株式	2,136	2,605
繰延税金資産	12,161	11,863
その他	1,529	1,590
投資その他の資産合計	64,416	65,847
固定資産合計	113,506	114,365
資産合計	308,537	331,157

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	893	730
未払金	5,301	4,635
未払費用	5,368	5,636
未払法人税等	3,649	3,509
賞与引当金	3,557	2,312
返品調整引当金	742	795
短期繰延収益	76,326	83,534
その他	5,853	7,610
流動負債合計	101,694	108,764
固定負債		
長期繰延収益	34,071	38,450
退職給付に係る負債	4,657	4,906
その他	1,642	1,957
固定負債合計	40,371	45,315
負債合計	142,065	154,079
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,386	18,386
資本剰余金	22,581	23,162
利益剰余金	134,448	140,794
自己株式	10,335	8,717
株主資本合計	165,081	173,626
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	211	38
為替換算調整勘定	688	2,263
退職給付に係る調整累計額	696	519
その他の包括利益累計額合計	219	1,782
新株予約権	1,605	1,662
非支配株主持分	4	6
純資産合計	166,471	177,077
負債純資産合計	308,537	331,157

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
売上高	131,936	148,811
売上原価	23,040	28,138
売上総利益	108,895	120,672
販売費及び一般管理費	1, 2 74,535	1, 2 84,231
営業利益	34,360	36,441
営業外収益		
デリバティブ評価益	-	134
受取利息	1,252	1,211
有価証券売却益	167	72
持分法による投資利益	390	586
その他	186	224
営業外収益合計	1,996	2,230
営業外費用		
支払利息	6	3
有価証券売却損	270	44
為替差損	183	1,390
投資有価証券評価損	140	-
固定資産除却損	400	103
その他	216	93
営業外費用合計	1,218	1,635
経常利益	35,138	37,035
特別利益		
新株予約権戻入益	26	60
関係会社株式売却益	554	-
特別利益合計	580	60
税金等調整前当期純利益	35,719	37,096
法人税、住民税及び事業税	12,146	11,831
法人税等調整額	1,080	427
法人税等合計	11,066	11,403
当期純利益	24,652	25,692
非支配株主に帰属する当期純利益	0	1
親会社株主に帰属する当期純利益	24,651	25,691

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益	24,652	25,692
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	445	249
為替換算調整勘定	2,264	1,666
退職給付に係る調整額	120	176
持分法適用会社に対する持分相当額	48	90
その他の包括利益合計	1 2,879	1 2,001
包括利益	21,773	27,694
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	21,773	27,692
非支配株主に係る包括利益	0	1

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,386	22,431	124,857	10,326	155,348
当期変動額					
剰余金の配当			15,060		15,060
親会社株主に帰属する 当期純利益			24,651		24,651
自己株式の処分		150		2,958	3,108
自己株式の取得				2,967	2,967
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	150	9,591	9	9,732
当期末残高	18,386	22,581	134,448	10,335	165,081

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	234	3,001	576	2,659	1,681	3	159,693
当期変動額							
剰余金の配当							15,060
親会社株主に帰属す る当期純利益							24,651
自己株式の処分							3,108
自己株式の取得							2,967
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	445	2,312	120	2,878	76	0	2,954
当期変動額合計	445	2,312	120	2,878	76	0	6,777
当期末残高	211	688	696	219	1,605	4	166,471

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,386	22,581	134,448	10,335	165,081
当期変動額					
剰余金の配当			19,337		19,337
親会社株主に帰属する 当期純利益			25,691		25,691
自己株式の処分		581		1,618	2,199
自己株式の取得					-
連結範囲の変動			7		7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	581	6,346	1,618	8,545
当期末残高	18,386	23,162	140,794	8,717	173,626

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	211	688	696	219	1,605	4	166,471
当期変動額							
剰余金の配当							19,337
親会社株主に帰属す る当期純利益							25,691
自己株式の処分							2,199
自己株式の取得							-
連結範囲の変動							7
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	249	1,575	176	2,001	57	1	2,060
当期変動額合計	249	1,575	176	2,001	57	1	10,605
当期末残高	38	2,263	519	1,782	1,662	6	177,077

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	35,719	37,096
減価償却費	7,445	9,643
株式報酬費用	646	542
新株予約権戻入益	26	60
のれん償却額	3,745	4,307
貸倒引当金の増減額(は減少)	10	10
返品調整引当金の増減額(は減少)	44	50
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	431	200
受取利息	1,252	1,211
支払利息	6	3
有価証券売却損益(は益)	103	28
固定資産除却損	400	103
持分法による投資損益(は益)	390	586
投資有価証券評価損益(は益)	140	-
関係会社株式売却損益(は益)	554	-
売上債権の増減額(は増加)	6,330	3,901
たな卸資産の増減額(は増加)	880	1,259
仕入債務の増減額(は減少)	339	177
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	656	108
繰延収益の増減額(は減少)	12,288	10,413
自社株連動型報酬(は減少)	1,534	1,736
その他	5,257	839
小計	45,754	55,913
利息及び配当金の受取額	1,986	1,492
利息の支払額	6	3
法人税等の支払額	14,223	10,487
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,510	46,915
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	56	2,486
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	20,908	45,105
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	71,186	28,061
有形固定資産の取得による支出	2,986	4,599
無形固定資産の取得による支出	6,029	7,629
事業譲受による支出	28,808	2,067
関係会社株式の売却による収入	528	-
その他	0	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,925	33,817
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	2,967	-
自己株式の処分による収入	2,411	1,773
配当金の支払額	14,494	18,681
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,050	16,908
現金及び現金同等物に係る換算差額	311	125
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	31,697	3,935
現金及び現金同等物の期首残高	70,678	102,375
現金及び現金同等物の期末残高	102,375	98,440

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 35社

主要な連結子会社の名称

Trend Micro Inc.

Trend Micro Incorporated

Trend Micro Australia Pty. Ltd.

Trend Micro (EMEA) Limited

Trend Micro Egypt LLC、LLC Trend Micro Russia、Socii Co.,Ltd及びTrend Forward Capital I,L.P.を新規設立し、連結の範囲に含めております。

また連結子会社であったTcloud Computing Incorporatedについては、清算したことにより、連結範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

Broadweb Corporation (ブルネイ)

Broadweb Corporation (セーシェル共和国)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2社

関連会社の名称

General Mobile Corporation (英国領ケイマン諸島)

AsiaInfo Security Limited (英国領ヴァージン諸島)

Anome Incorporated(サモア独立国)については、保有株式を売却したことにより、持分法の適用範囲から除いております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

Broadweb Corporation (ブルネイ)他1社の非連結子会社全2社

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社2社の当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結会社合計の当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に比べ軽微であり、かつ連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、非連結子会社に対する投資勘定については、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

移動平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げしております。

デリバティブ

デリバティブ.....時価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として当社は定率法(ただし平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)、連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品

主として2~20年

無形固定資産(リース資産を除く)

a市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間(12ヶ月)に基づく定額法

b自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(主に5年)に基づく定額法

cその他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

返品調整引当金

連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1~23年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1~23年)による定額法により費用処理しております。

(5)連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の連結財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権・債務は連結決算日の直物為替相場で円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

5 のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日または償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

7 その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準

当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常使用許諾後一定期間にわたるポストコントラクト・カスタマー・サポート（カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウイルス・パターン・ファイルのアップグレード等から構成される）条項を含んでおります。

当社はポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間にわたって均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
製品	1,315百万円	2,547百万円
原材料	309百万円	322百万円
貯蔵品	86百万円	110百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
	19,538百万円	18,129百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要項目

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
販売促進費	7,154百万円	7,943百万円
従業員給料	33,361百万円	37,759百万円
賞与引当金繰入額	2,717百万円	1,733百万円

2 研究開発費に係る注記

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

研究開発費の総額は5,270百万円であり、一般管理費に含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

研究開発費の総額は7,788百万円であり、一般管理費に含まれております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	643百万円	387百万円
組替調整額	7 "	28 "
税効果調整前	651百万円	359百万円
税効果額	205 "	109 "
その他有価証券評価差額金	445百万円	249百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,264百万円	1,680百万円
組替調整額	- "	14 "
税効果調整前	2,264百万円	1,666百万円
税効果額	- "	- "
為替換算調整勘定	2,264百万円	1,666百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	238百万円	13百万円
組替調整額	40 "	213 "
税効果調整前	198百万円	227百万円
税効果額	77 "	51 "
退職給付に係る調整額	120百万円	176百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	48百万円	90百万円
その他の包括利益合計	2,879百万円	2,001百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	140,293,004	-	-	140,293,004

2 自己株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	3,378,224	732,450	959,800	3,150,874

(変動事由の概要)

自己株式の増加 732,400株は、市場買い付けによる取得数であり、50株は単元未満株式の買取による取得数であります。

自己株式の減少 959,800株は、新株予約権の権利行使時における自己株式代用数であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高 (百万円)
		当連結会計 年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,605

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	15,060百万円	110円00銭	平成27年12月31日	平成28年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,337百万円	141円00銭	平成28年12月31日	平成29年3月29日

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	140,293,004	-	-	140,293,004

2 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	3,150,874	-	493,300	2,657,574

(変動事由の概要)

自己株式の減少 493,300株は、新株予約権の権利行使時における自己株式代用数であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高 (百万円)
		当連結会計 年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,662

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月28日 定時株主総会	普通株式	19,337百万円	141円00銭	平成28年12月31日	平成29年3月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成30年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	20,507百万円	149円00銭	平成29年12月31日	平成30年3月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	84,509百万円	85,897百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	3,134	5,846
有価証券勘定に含まれる短期投資	21,000	18,388
現金及び現金同等物	102,375百万円	98,440百万円

2 事業譲受により取得した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社が事業譲受により取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出の関係は次のとおりであります。

流動資産	57百万円
固定資産	15,467
流動負債	3,620
固定負債	1,455
のれん	21,406
事業譲受の取得価額	31,854
前連結会計年度における事業譲受にかかる前払支出	3,046
差引：事業譲受による支出	28,808

(リース資産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備資金については基本的に自己資金を充当することとしており、余資は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権及び営業債務は為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、信用度の高い取引金融機関の債券等であり、市場価格の変動リスクと為替の変動リスクに晒されております。支払手形及び買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引等であります。

為替予約取引等は、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び各子会社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券の市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などによりリスクを軽減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください）。

前連結会計年度(平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	84,509	84,509	-
(2) 受取手形及び売掛金	35,845	35,845	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	98,743	98,743	-
資産合計	219,098	219,098	-
(1) 支払手形及び買掛金	893	893	-
(2) 未払金	5,301	5,301	-
(3) 未払費用	5,368	5,368	-
(4) 未払法人税等	3,649	3,649	-
負債合計	15,213	15,213	-
デリバティブ取引(1)	(392)	(392)	-

当連結会計年度(平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	85,897	85,897	-
(2) 受取手形及び売掛金	40,065	40,065	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	114,937	114,937	-
資産合計	240,900	240,900	-
(1) 支払手形及び買掛金	730	730	-
(2) 未払金	4,635	4,635	-
(3) 未払費用	5,636	5,636	-
(4) 未払法人税等	3,509	3,509	-
負債合計	14,511	14,511	-
デリバティブ取引(1)	11	11	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位 百万円)

区分	平成28年12月31日	平成29年12月31日
非上場株式	2,136	3,992

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	84,509	-	-	-
受取手形及び売掛金	35,845	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	4,000	8,000	-	-
社債	13,780	13,338	-	-
その他	10,542	27,176	-	-
その他	-	-	-	-
合計	148,677	48,515	-	-

当連結会計年度(平成29年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	85,897	-	-	-
受取手形及び売掛金	40,065	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	8,068	-	-	-
社債	11,444	7,871	-	-
その他	27,740	40,495	-	-
その他	-	-	-	-
合計	173,216	48,366	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年12月31日)

区分	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券			
	(1)国債・地方債等	12,024	12,058	34
	(2)社債	7,591	7,751	159
	(3)その他	12,542	12,603	61
	その他	60	64	3
	小計	32,219	32,478	258
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	33	33	-
	債券			
	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	19,905	19,560	345
	(3)その他	25,176	24,958	218
	その他	21,718	21,713	4
	小計	66,834	66,265	568
合計		99,053	98,743	309

当連結会計年度(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券			
	(1)国債・地方債等	8,006	8,010	3
	(2)社債	5,745	5,760	15
	(3)その他	50,187	50,359	171
	その他	719	785	66
	小計	64,657	64,915	257
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,386	1,386	-
	債券			
	(1)国債・地方債等	68	68	-
	(2)社債	13,707	13,596	111
	(3)その他	18,048	17,951	97
	その他	18,405	18,405	-
	小計	51,616	51,408	208
合計		116,274	116,323	49

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	40,986	130	268
その他	30,199	37	2
合計	71,186	167	270

当連結会計年度（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	-	-	-
債券	28,008	71	44
その他	22,052	0	-
合計	50,061	72	44

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損140百万円を計上しております。

(デリバティブ取引関係)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度および確定拠出年金制度を採用し、連結子会社は積立型の確定給付年金制度または確定拠出型年金制度を採用しております。一部の連結子会社は401(K)プランを導入しております。

また、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、当社は、複数事業主制度の総合設立型厚生年金基金制度を採用し、関東ITソフトウェア厚生年金基金に加入しておりましたが、平成28年7月1日に同基金を脱退いたしました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
退職給付債務の期首残高	4,546	4,965
勤務費用	408	439
利息費用	65	53
数理計算上の差異の発生額	244	44
退職給付の支払額	180	180
その他	120	16
退職給付債務の期末残高	4,965	5,249

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
年金資産の期首残高	312	348
期待運用収益	5	5
数理計算上の差異の発生額	4	1
事業主からの拠出額	45	39
退職給付の支払額	7	21
その他	2	17
年金資産の期末残高	348	387

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	46	41
退職給付費用	12	4
退職給付の支払額	11	3
その他	5	2
退職給付に係る負債の期末残高	41	44

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,858	1,872
年金資産	348	387
	1,510	1,484
非積立型制度の退職給付債務	3,147	3,422
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,657	4,906
退職給付に係る負債	4,657	4,906
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,657	4,906

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
勤務費用	408	439
利息費用	65	53
期待運用収益	5	5
数理計算上の差異の費用処理額	36	213
簡便法で計算した退職給付費用	12	4
その他	72	45
確定給付制度に係る退職給付費用	445	660

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
数理計算上の差異	198	227
合計	198	227

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
未認識数理計算上の差異	865	638
合計	865	638

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
債券	1.97 %	1.65 %
現金及び預金	98.03 %	98.35 %
合計	100 %	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度			当連結会計年度		
	(自	平成28年1月1日		(自	平成29年1月1日	
	至	平成28年12月31日)		至	平成29年12月31日)	
割引率	0.5	-	5.1 %	0.5	-	5.6 %
長期期待運用収益率	1.9	-	4.8 %	1.4	-	5.1 %

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,091百万円、当連結会計年度1,421百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費	646百万円	542百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
特別利益 新株予約権戻入益	26百万円	60百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第29回	第30回	第31回
決議年月日	平成25年6月24日	平成25年12月12日	平成26年5月13日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社子会社取締役5名、当社子会社従業員5名	当社取締役2名、当社子会社取締役6名、当社子会社従業員5名	当社取締役3名、当社子会社取締役8名、当社従業員9名、当社子会社従業員28名
株式の種類及び付与数	普通株式 370,000株	普通株式 370,000株	普通株式 2,130,000株
付与日	平成25年7月9日	平成25年12月27日	平成26年5月28日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成25年7月9日)以降、権利確定日(平成26年1月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成25年7月9日)以降、権利確定日(平成27年1月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成25年7月9日)以降、権利確定日(平成28年1月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成25年7月9日)以降、権利確定日(平成29年1月1日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成25年12月27日)以降、権利確定日(平成27年1月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成25年12月27日)以降、権利確定日(平成28年1月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成25年12月27日)以降、権利確定日(平成29年1月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成25年12月27日)以降、権利確定日(平成30年1月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成26年5月28日)以降、権利確定日(平成30年5月28日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成25年7月9日から平成26年1月1日まで 平成25年7月9日から平成27年1月1日まで 平成25年7月9日から平成28年1月1日まで 平成25年7月9日から平成29年1月1日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成25年12月27日から平成27年1月1日まで 平成25年12月27日から平成28年1月1日まで 平成25年12月27日から平成29年1月1日まで 平成25年12月27日から平成30年1月1日まで	平成26年5月28日から平成30年5月28日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間 ただし、一定の条件を満たす場合には平成25年7月10日とする。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間 ただし、一定の条件を満たす場合には平成25年12月28日とする。 また、最終行使可能日は平成30年12月27日とする。	権利確定日から1年間 ただし、一定の条件を満たす場合には平成26年5月29日とする。

	第32回	第33回	第34回 - A
決議年月日	平成26年11月14日	平成27年12月22日	平成28年9月14日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社子会社取締役5名、当社子会社従業員12名	当社取締役4名、当社子会社取締役4名、当社子会社従業員5名	当社取締役3名、当社子会社取締役5名、当社子会社従業員3名
株式の種類及び付与数	普通株式 344,000株	普通株式 350,000株	普通株式 294,000株
付与日	平成26年12月1日	平成28年1月12日	平成28年9月29日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日（平成26年12月1日）以降、権利確定日（平成28年1月1日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成26年12月1日）以降、権利確定日（平成29年1月1日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成26年12月1日）以降、権利確定日（平成30年1月1日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成26年12月1日）以降、権利確定日（平成31年1月1日）まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日（平成28年1月12日）以降、権利確定日（平成29年1月1日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成28年1月12日）以降、権利確定日（平成30年1月1日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成28年1月12日）以降、権利確定日（平成31年1月1日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成28年1月12日）以降、権利確定日（平成32年1月1日）まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日（平成28年9月29日）以降、権利確定日（平成30年1月1日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成28年9月29日）以降、権利確定日（平成31年1月1日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成28年9月29日）以降、権利確定日（平成32年1月1日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成28年9月29日）以降、権利確定日（平成33年1月1日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成26年12月1日から平成28年1月1日まで 平成26年12月1日から平成29年1月1日まで 平成26年12月1日から平成30年1月1日まで 平成26年12月1日から平成31年1月1日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成28年1月12日から平成29年1月1日まで 平成28年1月12日から平成30年1月1日まで 平成28年1月12日から平成31年1月1日まで 平成28年1月12日から平成32年1月1日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成28年9月29日から平成30年1月1日まで 平成28年9月29日から平成31年1月1日まで 平成28年9月29日から平成32年1月1日まで 平成28年9月29日から平成33年1月1日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から3年11ヶ月間 権利確定日から2年11ヶ月間 権利確定日から1年11ヶ月間 権利確定日から11ヶ月間 ただし、一定の条件を満たす場合には平成26年12月2日とする。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間 ただし、一定の条件を満たす場合には平成28年1月13日とする。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から3年9ヶ月間 権利確定日から2年9ヶ月間 権利確定日から1年9ヶ月間 権利確定日から9ヶ月間 ただし、一定の条件を満たす場合には平成28年9月30日とする。

	第34回 - B	第35回
決議年月日	平成28年9月14日	平成29年12月7日
会社名	提出会社	同左
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8 名、当社子会社従業員45名	当社取締役 4 名、当社子会社取締役 3 名、当社子会社従業員 7 名
株式の種類及び付与数	普通株式 850,000株	普通株式 345,000株
付与日	平成28年 9 月29日	平成29年12月22日
権利確定条件	付与日（平成28年 9 月29日）以降、権利確定日（平成32年 9 月29日）まで継続して勤務していること。	付与された権利の 4 分の 1 毎に次のとおりとなっている。 付与日（平成29年12月22日）以降、権利確定日（平成31年 1 月 1 日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成29年12月22日）以降、権利確定日（平成32年 1 月 1 日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成29年12月22日）以降、権利確定日（平成33年 1 月 1 日）まで継続して勤務していること。 付与日（平成29年12月22日）以降、権利確定日（平成34年 1 月 1 日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成28年 9 月29日から平成32年 9 月29日まで	付与された権利の 4 分の 1 毎に次のとおりとなっている。 平成29年12月22日から平成31年 1 月 1 日まで 平成29年12月22日から平成32年 1 月 1 日まで 平成29年12月22日から平成33年 1 月 1 日まで 平成29年12月22日から平成34年 1 月 1 日まで
権利行使期間	権利確定日から 1 年間 ただし、一定の条件を満たす場合には平成28年 9 月30日とする。	付与された権利の 4 分の 1 毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から 4 年間 権利確定日から 3 年間 権利確定日から 2 年間 権利確定日から 1 年間 ただし、一定の条件を満たす場合には平成29年12月23日とする。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34A回	第34B回	第35回
権利確定前 (千株)								
前連結会計年度末	-	84	2,130	169	261	294	850	-
付与	-	-	-	-	-	-	-	345
失効	-	-	120	6	6	9	40	-
権利確定	-	84	-	84	88	73	-	-
未確定残	-	-	2,010	78	167	211	810	345
権利確定後 (千株)								
前連結会計年度末	222	209	-	164	88	-	-	-
権利確定	-	84	-	84	88	73	-	-
権利行使	205	137	-	106	43	-	-	-
失効	16	25	-	18	6	3	-	-
未行使残	-	131	-	123	126	70	-	-

(注) 付与者の退職に伴い失効し、経済的価値を失ったストック・オプションについては、上記「失効」の欄において個数の減少を順次認識しております。

単価情報

	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34A回	第34B回	第35回
権利行使価格 (円)	3,300	3,660	3,220	3,640	4,690	3,545	3,545	6,430
行使時平均株価 (円)	5,393	5,618	-	5,743	6,094	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	839	967	680	743	941	634	674	1,154

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及びその見積方法

(第35回)

株価変動性	(注) 1	29.24 ~ 30.47%
予想残存期間	(注) 2	3.02 ~ 4.52年
予想配当	(注) 3	141円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.137% ~ 0.115%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する期間の株価に基づき算定しております。
 2. 合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
 3. 平成28年12月期の配当実績によります。
 4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過年度における退職率に基づき、権利不確定による失効数を見積り算定いたしました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
(1) 流動資産		
短期繰延収益否認額	11,751百万円	12,123百万円
返品調整引当金否認額	180 "	168 "
未確定債務否認額	1,373 "	963 "
その他	2,083 "	2,567 "
小計	15,388百万円	15,823百万円
評価性引当額	- "	- "
繰延税金負債(流動)との相殺	29 "	13 "
計	15,359百万円	15,810百万円
(2) 固定資産		
長期繰延収益否認額	8,192百万円	8,197百万円
在外子会社の税務上ののれん	856 "	1,054 "
無形固定資産償却超過額	831 "	592 "
株式報酬費用否認額	443 "	334 "
その他有価証券評価差額金	110 "	9 "
退職給付に係る負債	1,090 "	1,216 "
繰越欠損金	259 "	24 "
その他	691 "	737 "
小計	12,476百万円	12,168百万円
評価性引当額	305 "	297 "
繰延税金負債(固定)との相殺	9 "	7 "
計	12,161百万円	11,863百万円

(繰延税金負債)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
(1) 流動負債		
その他	119百万円	49百万円
小計	119 "	49 "
繰延税金資産(流動)との相殺	29 "	13 "
計	90百万円	36百万円
(2) 固定負債		
その他有価証券評価差額金	- "	17 "
その他	99 "	97 "
小計	99 "	114 "
繰延税金資産(固定)との相殺	9 "	7 "
計	90百万円	106百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	33.1%	
(調整)		
海外連結子会社との税率差	0.9%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.0%	
株式報酬費用	0.2%	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%	
税額控除	4.1%	
その他	0.8%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.0%	

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の
 100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 米国税制改正による影響

平成29年12月22日に、米国において米国税制改革法「The Tax Cuts and Jobs Act of 2017」が成立し、平成30年
 1月1日より、当社の米国連結子会社に適用される連邦法人税率が現行の35%から21%に引き下げられることとなり
 ました。この結果、米国連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債の再測定により、親会社株主に帰属する当期純
 利益が1,660百万円減少しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、意思決定機関において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の企業集団は、コンピュータセキュリティ対策製品の開発、販売及び関連サービスの提供を行っており、国内においては当社が、海外においては北米、欧州、アジア・パシフィック、中南米のグループ会社が各地域を担当しております。したがって当社の企業集団は、開発、販売及び関連サービスの提供を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本、北米、欧州、アジア・パシフィック、中南米の5つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。また、セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジ ア・ パシフィック	中南米	計	調整額 (注)3	連結 財務諸表 計上額 (注)4
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	56,179	34,853	21,490	15,891	3,522	131,936	-	131,936
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	59	3,817	3,944	20,216	78	28,116	28,116	-
計	56,239	38,670	25,434	36,107	3,600	160,053	28,116	131,936
セグメント利益	18,716	6,408	4,140	3,755	1,118	34,139	220	34,360
セグメント資産	164,232	97,918	48,352	40,503	9,735	360,743	52,205	308,537
その他の項目								
減価償却費	2,514	3,402	888	898	21	7,725	279	7,445
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,964	2,917	1,329	1,208	10	9,430	-	9,430

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北米 ... 米国・カナダ

欧州 ... アイルランド・ドイツ・イタリア・フランス・英国

アジア・パシフィック ... 台湾・韓国・オーストラリア・中国・フィリピン・シンガポール・マレーシア・タイ・インド・UAE

中南米 ... ブラジル・メキシコ

3 セグメント利益の調整額220百万円は、その全額がセグメント間取引の調整であります。

セグメント資産の調整額 52,205百万円は、そのほとんどがセグメント間取引の消去によるものです。

減価償却費の調整額 279百万円は、セグメント間取引の消去によるものです。

4 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	日本	北米	欧州	アジ ア・ パシフィック	中南米	計	調整額 (注) 3	連結 財務諸表 計上額 (注) 4
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	59,142	41,991	24,101	19,122	4,453	148,811	-	148,811
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	164	5,538	5,870	22,338	186	34,098	34,098	-
計	59,307	47,529	29,971	41,461	4,639	182,909	34,098	148,811
セグメント利益	18,408	7,686	5,495	3,563	1,088	36,242	199	36,441
セグメント資産	161,648	107,479	55,486	45,453	10,880	380,948	49,791	331,157
その他の項目								
減価償却費	3,325	4,202	1,308	1,089	31	9,957	313	9,643
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,377	5,015	1,718	1,111	150	12,374	-	12,374

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北米 ... 米国・カナダ

欧州 ... アイルランド・ドイツ・イタリア・フランス・英国

アジア・パシフィック ... 台湾・韓国・オーストラリア・中国・フィリピン・シンガポール・

マレーシア・タイ・インド・UAE・エジプト

中南米 ... ブラジル・メキシコ

3 セグメント利益の調整額199百万円は、その全額がセグメント間取引の調整であります。

セグメント資産の調整額 49,791百万円は、そのほとんどがセグメント間取引の消去によるものです。

減価償却費の調整額 313百万円は、セグメント間取引の消去によるものです。

4 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア・ パシフィック	中南米	合計
55,916	32,952	22,586	16,846	3,634	131,936

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

北米のうち、米国は32,538百万円です。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア・ パシフィック	中南米	合計
615	3,645	568	1,642	80	6,551

(注) 北米のうち米国は3,480百万円、アジア・パシフィックのうち中国は579百万円、台湾は750百万円です。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	15,139	日本
Ingram Micro Inc.	14,396	北米、欧州、中南米 アジア・パシフィック

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア・ パシフィック	中南米	合計
58,829	37,743	26,090	21,321	4,826	148,811

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

北米のうち、米国は37,005百万円です。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア・ パシフィック	中南米	合計
546	5,152	639	1,679	205	8,222

(注) 北米のうち米国は4,765百万円、アジア・パシフィックのうち中国は626百万円、台湾は716百万円です。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却費及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	合計
	日本	北米	欧州	アジア・ パシフィック	中南米	計		
当期償却額	87	3,192	238	196	30	3,745	-	3,745
当期末残高	155	15,875	1,226	946	153	18,356	-	18,356

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	合計
	日本	北米	欧州	アジア・ パシフィック	中南米	計		
当期償却額	68	3,675	292	231	39	4,307	-	4,307
当期末残高	86	13,001	1,045	730	114	14,978	-	14,978

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	1,202.12 円	1,274.45 円
1株当たり当期純利益金額	179.63 円	187.01 円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	178.80 円	185.24 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	24,651	25,691
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	24,651	25,691
普通株式の期中平均株式数(株)	137,235,128	137,376,704
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	636,006	1,313,903
(うち新株予約権(株))	(636,006)	(1,313,903)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第33回新株予約権 350,000株	第35回新株予約権 345,000株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	166,471	177,077
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,609	1,668
(うち新株予約権(百万円))	(1,605)	(1,662)
(うち非支配株主持分(百万円))	(4)	(6)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	164,861	175,409
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	137,142,130	137,635,430

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	35,250	70,639	107,782	148,811
税金等調整前 四半期(当期)純利(百万円) 益金額	7,833	15,772	28,145	37,096
親会社株主に帰属す る四半期(当期)純(百万円) 利益金額	5,430	11,375	20,515	25,691
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	39.57	82.88	149.39	187.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	39.57	43.31	66.51	37.62

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,910	17,209
売掛金	11,573	10,744
有価証券	29,610	35,947
製品	298	190
原材料	302	316
貯蔵品	86	110
前払費用	209	150
繰延税金資産	12,123	12,397
関係会社短期貸付金	17,578	5,087
未収入金	7,355	6,248
その他	1,002	486
流動資産合計	107,051	88,887
固定資産		
有形固定資産		
建物	882	911
減価償却累計額	638	679
建物（純額）	244	232
工具、器具及び備品	1,286	1,286
減価償却累計額	914	973
工具、器具及び備品（純額）	371	313
有形固定資産合計	615	546
無形固定資産		
ソフトウェア	2,152	3,570
ソフトウェア仮勘定	1,857	982
のれん	155	86
その他	318	223
無形固定資産合計	4,483	4,862
投資その他の資産		
投資有価証券	31,945	28,969
関係会社株式	3,250	25,798
関係会社長期貸付金	7,031	1,695
敷金	524	525
会員権	4	4
繰延税金資産	8,314	8,769
投資損失引当金	75	75
投資その他の資産合計	50,996	65,687
固定資産合計	56,095	71,096
資産合計	163,147	159,984

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	233	146
未払金	1 14,263	1 11,885
未払費用	15	4
未払法人税等	2,753	2,834
未払消費税等	807	842
預り金	236	225
賞与引当金	207	-
返品調整引当金	539	514
短期繰延収益	35,379	36,623
その他	1,006	943
流動負債合計	55,443	54,020
固定負債		
長期繰延収益	20,930	21,943
長期未払金	2	2
退職給付引当金	2,930	3,336
その他	85	140
固定負債合計	23,949	25,423
負債合計	79,393	79,443
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,386	18,386
資本剰余金		
資本準備金	21,108	21,108
その他資本剰余金	1,472	2,053
資本剰余金合計	22,581	23,162
利益剰余金		
利益準備金	20	20
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	51,698	46,043
利益剰余金合計	51,719	46,063
自己株式	10,335	8,717
株主資本合計	82,352	78,895
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	203	17
評価・換算差額等合計	203	17
新株予約権	1,605	1,662
純資産合計	83,754	80,541
負債純資産合計	163,147	159,984

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
売上高		
製品売上高	56,217	59,220
ロイヤリティ収入	22	87
売上高合計	¹ 56,239	¹ 59,307
売上原価	12,606	13,743
売上総利益	43,633	45,563
販売費及び一般管理費	² 25,846	² 27,920
営業利益	17,786	17,642
営業外収益		
関係会社貸付金利息	756	370
デリバティブ評価益	-	134
受取利息	1	1
有価証券利息	218	178
受取配当金	-	447
為替差益	36	-
有価証券売却益	167	72
その他	182	76
営業外収益合計	1,363	1,280
営業外費用		
デリバティブ評価損	93	-
有価証券売却損	270	44
為替差損	-	118
固定資産除却損	222	58
その他	32	62
営業外費用合計	619	283
経常利益	18,530	18,639
特別利益		
関係会社株式売却益	298	-
新株予約権戻入益	21	32
特別利益合計	319	32
税引前当期純利益	18,849	18,672
法人税、住民税及び事業税	6,345	5,801
法人税等調整額	470	811
法人税等合計	6,816	4,990
当期純利益	12,033	13,681

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	1,296	7.4	1,914	9.6
経費		16,131	92.6	18,090	90.4
当期総製造費用		17,427	100.0	20,004	100.0
期首製品たな卸高		161		298	
当期製品仕入高		1,739		1,670	
合計		19,329		21,973	
他勘定振替高	2	6,424		8,038	
期末製品たな卸高		298		190	
当期売上原価		12,606		13,743	

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。		1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。	
外注加工費	12,555百万円	外注加工費	13,537百万円
減価償却費	2,268百万円	減価償却費	3,109百万円
支払手数料	1,112百万円	支払手数料	1,128百万円
2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。		2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。	
他勘定振替高		他勘定振替高	
研究開発費	3,477百万円	研究開発費	4,374百万円
ソフトウェア仮勘定	2,946百万円	ソフトウェア仮勘定	3,664百万円
計	6,424百万円	計	8,038百万円
3 原価計算の方法 当社の原価計算は、個別法による原価法を採用しております。		3 原価計算の方法 同左	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	18,386	21,108	1,322	22,431	20	54,725	54,746
当期変動額							
剰余金の配当						15,060	15,060
当期純利益						12,033	12,033
自己株式の処分			150	150			
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	150	150	-	3,027	3,027
当期末残高	18,386	21,108	1,472	22,581	20	51,698	51,719

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	10,326	85,238	308	308	1,681	87,228
当期変動額						
剰余金の配当		15,060				15,060
当期純利益		12,033				12,033
自己株式の処分	2,958	3,108				3,108
自己株式の取得	2,967	2,967				2,967
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			511	511	76	588
当期変動額合計	9	2,886	511	511	76	3,474
当期末残高	10,335	82,352	203	203	1,605	83,754

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	18,386	21,108	1,472	22,581	20	51,698	51,719
当期変動額							
剰余金の配当						19,337	19,337
当期純利益						13,681	13,681
自己株式の処分			581	581			
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	581	581	-	5,655	5,655
当期末残高	18,386	21,108	2,053	23,162	20	46,043	46,063

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	10,335	82,352	203	203	1,605	83,754
当期変動額						
剰余金の配当		19,337				19,337
当期純利益		13,681				13,681
自己株式の処分	1,618	2,199				2,199
自己株式の取得		-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			186	186	57	243
当期変動額合計	1,618	3,456	186	186	57	3,212
当期末残高	8,717	78,895	17	17	1,662	80,541

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・貯蔵品

移動平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ.....時価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~24年

工具、器具及び備品 3年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間(12ヶ月)に基づく定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(主に5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産

見込有効期間に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 投資損失引当金

子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財務状態及び回収可能性を勘案し、損失見込額を繰入計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(3) 返品調整引当金

期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内である1年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内である1年による定額法により費用処理しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準

当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常、使用許諾後一定期間にわたるポストコントラクト・カスタマー・サポート（カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウィルス・パターン・ファイルのアップグレード等から構成される）条項を含んでおります。

当社は、ポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間にわたって均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。

6 のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理について

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
未払金	10,036百万円	7,937百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社に係る注記

各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	59百万円	164百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
販売促進費及び広告宣伝費	6,260百万円	6,978百万円
従業員給料・賞与	5,898百万円	5,325百万円
株式報酬費用	363百万円	260百万円
退職給付費用	370百万円	435百万円
減価償却費	413百万円	391百万円
支払手数料・業務委託料	5,319百万円	6,101百万円
研究開発費	3,477百万円	4,374百万円

おおよその割合

販売費	49%	46%
一般管理費	51%	54%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下の通りです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
(1) 子会社株式	2,186	24,734
(2) 関連会社株式	1,064	1,064
計	3,250	25,798

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
(繰延税金資産)		
(1) 流動資産		
短期繰延収益否認額	10,906百万円	11,295百万円
未払事業税否認額	221 "	158 "
未確定債務否認額	577 "	494 "
無形固定資産償却超過額	12 "	- "
その他	426 "	450 "
小計	12,144百万円	12,399百万円
繰延税金負債(流動)との相殺	20 "	1 "
計	12,123百万円	12,397百万円
(2) 固定資産		
長期繰延収益否認額	6,430百万円	6,715百万円
無形固定資産償却超過額	747 "	875 "
株式報酬費用否認額	63 "	66 "
退職給付引当金繰入超過額	898 "	1,021 "
その他有価証券評価差額金	110 "	9 "
その他	205 "	222 "
小計	8,456百万円	8,911百万円
評価性引当額	142 "	142 "
計	8,314百万円	8,769百万円
(繰延税金負債)		
(1) 流動負債		
その他有価証券評価差額金	20百万円	1百万円
小計	20百万円	1百万円
繰延税金資産(流動)との相殺	20 "	1 "
計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	-	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.0%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	-	0.7%
税額控除	-	5.4%
その他	-	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	26.7%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5
 以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	244	28	-	40	232	679
工具、器具及び備品	371	122	3	176	313	973
有形固定資産計	615	151	3	217	546	1,652
無形固定資産						
ソフトウェア	2,152	5,054	-	3,636	3,570	
ソフトウェア仮勘定	1,857	4,226	5,100	-	982	
のれん	155	-	-	68	86	
その他	318	-	-	94	223	
無形固定資産計	4,483	9,280	5,100	3,799	4,862	

- (注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。
 市場販売目的のソフトウェア 3,664百万円
2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。
 市場販売目的のソフトウェア 4,482百万円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
投資損失引当金	75	-	-	75
賞与引当金	207	-	207	-
返品調整引当金	539	514	539	514

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日, 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り (注)	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は、当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.trendmicro.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款により、単元未満株式についての権利を以下のように定めております。

当社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書及び その添付書類並びに 有価証券報告書の確認書	事業年度（第28期）	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月28日 関東財務局長に提出
(2)	内部統制報告書及び その添付書類	事業年度（第28期）	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月28日 関東財務局長に提出
(3)	臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に 関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨 時報告書		平成29年3月30日 関東財務局長に提出
(4)	四半期報告書、 四半期報告書の確認書	第29期第1四半期	自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日	平成29年5月10日 関東財務局長に提出
(5)	四半期報告書、 四半期報告書の確認書	第29期第2四半期	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月10日 関東財務局長に提出
(6)	四半期報告書、 四半期報告書の確認書	第29期第3四半期	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月10日 関東財務局長に提出
(7)	有価証券届出書及び その添付書類	ストック・オプション制度に伴う新株予約権発行		平成29年12月7日 関東財務局長に提出
(8)	有価証券届出書の 訂正届出書	上記（7）に係る訂正届出書		平成29年12月22日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月27日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敬 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅谷 哲史 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンドマイクロ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、トレンドマイクロ株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があ

る。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、トレンドマイクロ株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月27日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敬 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅谷 哲史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンドマイクロ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。